

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録
＜第15号＞

令和7年第4回沖縄県議会（6月定例会）閉会中

令和7年8月5日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第15号>

開会の日時

年月日 令和7年8月5日 火曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後6時17分

場 所

第2委員会室

議 題

1 ワシントン駐在問題について

出席委員

委 員 長	座 波	一
副 委 員 長	西 銘	啓史郎
委 員	宮 里	洋 史
委 員	徳 田	将 仁
委 員	新 垣	淑 豊
委 員	仲 里	全 孝
委 員	大 浜	一 郎
委 員	上 原	快 佐
委 員	玉 城	健一郎
委 員	新 垣	光 栄
委 員	高 橋	真
委 員	比 嘉	瑞 己
委 員	当 山	勝 利

委 員 大 田 守

欠 席 委 員

委 員 仲宗根 悟

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長	溜 政 仁
基 地 対 策 統 括 監	又 吉 信
基 地 対 策 課 長	玉 元 宏 一 朗
基 地 対 策 課 副 参 事	大 城 美 千 代
総 務 私 学 課 長	松 堂 徳 明
行 政 管 理 課 長	米 須 清 剛
財 政 課 主 幹	森 根 誠 人
出 納 事 務 局 参 事	仲 宗 根 園 子

○座波一委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題についてを議題といたします。

本日は説明員として、知事公室長の出席を求めています。

それでは、ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 皆様、おはようございます。

知事公室長の溜でございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、説明させていただきます。

4月11日に開催されたワシントン駐在問題調査特別委員会以降におけるワシントン駐在に係る動きとして、議会の求めにより実施された監査の監査結果報告書及び沖縄プリフェクチャーDCオフィスインクの解散について御説明いたします。

タブレットに資料を通知しております。

2 ページ目を御覧ください。

初めに監査結果報告書の概要及び県の対応状況について、御説明いたします。基本的に報告書の構成に沿った形で、左に指摘の概要、右に県の対応状況を記載しております。

また指摘の概要欄のページ番号は、監査結果報告書上の該当ページをそれぞれ示すものとなっております。

監査請求事項1、沖縄県DC事務所株式会社設立の適法性関係の中の(1)法人設立に当たって、事務決裁規程で定める意思決定手続を行っていなかった。このことは、著しく適正を欠く事務処理であるとの指摘がなされております。

当該指摘については、本来設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で文書により明確に意思を決定する必要があるものと考えており、そのため法人設立に係る県の意思決定として、令和6年12月24日付で文書により追認の手続を行ったところでございます。

次に(2)法人設立に当たって、県は公社等の指導監督要領等を踏まえた検討や調整を行っておらず、適正な事務処理であったと認められないとの指摘がなされております。

また、(3)法人の設立目的、設置の必要性も含め県は適切な法人の形態について改めて検討を整理する必要があること。また、法人の定款には事業目的の記載がないが記載することが適切であるとの指摘がなされております。

これらの指摘については、県としても真摯に受け止めており今後米国における情報収集、情報発信等を行う新たな体制を検討するにあたっては、法令遵守と高い透明性の確保を前提とした適正な事務処理の確保に努めてまいりたいと考えております。

3 ページ目を御覧ください。

監査請求事項2、ワシントン駐在に係る庁内意思決定に関する実態の解明関係、(1)法人への出資に係る意思決定を示す文書が確認できなかったことは、意思決定手続がなされていなかったと判断するほかなく、著しく適正を欠く事務処理であるとの指摘がなされております。

当該指摘については、本来設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で出資など所要の手続も併せて、文書により明確に意思を決定する必要があるものと考えており、出資を含む法人設立のために行われた手続に係る県の意思決定としては、昨年12月24日付で文書により追認等の手続を行う対応を取っております。

次に(2)取得した株券について、規則に基づく関係課への送付や報告、公

有財産台帳への登載を行わず、再委託先の事務所に保管したままであったことは不適正な事務処理であるとの指摘がなされております。

当該指摘については、取得した株券を昨年12月24日に公有財産台帳に登録し、同月27日に出納事務局に送付するとともに、総務部管財課に報告する対応を取っております。

次に（3）県は、委託料からの管理運営費の支弁を含めた本県法人に対する財政支援の在り方について、国や県の指針を踏まえ改めて検討する必要があるとの指摘がなされております。

当該指摘については、県としても指摘を真摯に受け止めているところでございます。

次に、4ページ目を御覧ください。

監査請求事項3、ワシントン駐在職員の身分の取り扱い及びその適合性の（1）ワシントン駐在職員の営利企業従事許可及び職務専念義務免除に係る申請及び承認手続が行われておらず、不適正な事務処理であるとの指摘がなされております。

当該指摘については、本来設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で文書により明確に意思を決定し、営利企業従事許可を含めた所要の手続を整理する必要があったものと考えております。

今般改めて整理する中で、必要な手続として確認できたことから昨年12月25日付で営利企業従事許可を申請し、翌26日付で許可を得るとともに取締役会など法人固有の業務に従事する場合は、職務専念義務を免除する対応を取っております。

5ページ目を御覧ください。

監査請求事項4、ワシントン駐在委託事業者を含むに係る資金の流れに関する実態の解明について、（1）本件法人の銀行口座について、全ての入出金の内容を確認することはできなかつたとの指摘がなされております。

当該指摘については、内容が確認できなかつたとされている入出金について、送金元の口座履歴と委託業務に要した経費の証拠書類を突合して明らかにするなどの措置を講じており、地方自治法第199条第15項の規定に基づき、その内容を7月31日に監査委員へ通知したところです。なお、勧告に基づいて明らかにした入出金の内容については、7月31日に沖縄県議会議長へも提出したところでございます。

次に（2）本件法人において、設立当初から会計帳簿が作成されておらず、入出金の内容を詳細に確認できなかつたこと。また（3）本件法人の会計経理について、県による適切な指導がなされていなかつたとの指摘がなされてお

ます。これらの指摘につきましても、県としても指摘を真摯に受け止めているところでございます。

次に監査請求事項の5、本件株式会社の経営状況報告を怠っていたことの適法性の関係についての中での(1)地方自治法に基づく経営状況報告書の作成及び議会への提出が一度も行われていなかったことは、著しく適正を欠く事務処理であるとの指摘がなされております。

当該指摘については、本来設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で文書により明確に意思を決定し、地方自治法に基づく経営状況報告を含めた所要の手続を整理する必要があったものと考えております。

今般改めて整理する中で、必要な手続として確認できたことから、設立初年度からの経営状況報告書を作成し、本年2月10日付で議会に提出する対応を取っております。

6 ページ目を御覧ください。

監査請求事項の6、本件株式会社への出資金に係る支出方法の適法性の関係についての(1)法人への出資について、事前に十分な検討がなされていないこと。県議会における平成27年度の予算審議においても、執行部から説明がなかったこと。出資に当たり意思決定手続を行っていなかったことも併せて、不適切な事務処理であったとの指摘がなされております。

当該指摘について出資を含む法人設立のために行われた手続に係る県の意思決定としては、昨年12月24日付で文書により追認等の手続を取ったところでございます。また執行部の事前検討不足、平成27年度予算審議において説明が足りなかったことの指摘については、真摯に受け止めております。

7 ページ目を御覧ください。

勧告についての対応状況は、先ほど監査請求事項4の(1)で述べたとおりとなっております。

8 ページ目を御覧ください。

意見についての中での1及び2、長年にわたって不適正な事務処理が行われることとなった原因として考えられることとして2点が述べられるとともに、執行部はこれを重く受け止め、原因については内部統制の観点からも改めて検証する必要があるとの意見が述べられております。

これらの意見については、現在令和6年度内部統制評価として調査検証委員会や監査委員の指摘等を踏まえた自己評価を知事公室にて行った上で、是正状況や再発防止策を含めた評価を評価部局である総務部において行っているところであります。

今後、内部統制評価報告書を議会に報告するとともに、これを庁内で共有し

県庁全体の事務の適正な執行の確保につなげてまいります。

監査結果報告書の概要及び県の対応状況に係る説明は以上であります。

続いて9ページを御覧ください。

沖縄プリフェクチャーDCオフィスインクの解散手続の流れを記載しております。

本年4月28日、当該法人を解散することについて、株主である県として文書により決定いたしました。翌29日には、当該法人の取締役会及び株主総会において解散及び役員2名のうち1人の職を解くこと等が決定されました。

同日、役員職を解かれたものについて、外国代理人登録法に基づく登録を抹消いたしました。同年5月2日には駐在職員2名のうち1人について、特命推進課への転任を命ずる辞令を発しております。同月31日事務所の賃貸契約を解除し、退去しております。6月10日外国代理人登録法に基づき、当該法人の活動報告を司法省に提出し、同法に基づく登録を抹消しております。同日、当該法人の銀行口座を解約しております。同月12日コロンビア特別区に当該法人の解散証書を提出しました。翌13日当該法人の株主総会において、同日付の決算書を承認し、県に配分する残余財産がないことを含め、同社の清算が完了したことを承認いたしました。

同年7月1日、当該法人の解散等に係る作業に従事していた駐在職員1人について、平和地域外交推進課への転任等を命ずる辞令を発しました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○座波一委員長 知事公室長の説明は終わりました

これよりワシントン駐在問題について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 執行部の皆さん、おはようございます。

何点か質問したいんですけど、これまで提出されてきた資料ですね。資料が個人情報保護条例を盾にですね、やはりこの黒塗りにされている記録についても聞きたいんですけど。今回のこのワシントン事務所の問題点をですね、反省して原因を究明する気があるのかないのか、ちょっと分からないって思うところがいっぱいあるんですよ。その中で今のままでは、僕の個人的な意見では、何か隠せるものは隠して、何か闇に葬りたいように感じてしまうんですね、

今のままでは。その中でこの特別委員会で今まで僕たちが開示を求めてきた項目が、38項目の資料を開示してくださいというのを出してあるんですけど、この資料を黒塗りで出すのはなぜなのか。ちょっとお聞きしたいんですけど。これって誰が誰とどのような内容を話したのかとか、金額の内訳幾らなのかとか、そこを隠されてはもうやっぱり隠蔽したいのかなとしか思えないんですけど。この黒塗りの理由をお聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

百条委員会にこれまで提出させていただきました資料を黒塗りにしている箇所についての理由についてなんですけれども、まず地方自治法第100条第4項の規定において、公務員たる地位において知り得た事実については職務上の秘密に属する旨の申立てを受けたときに関する規定がございます。同項の規定に基づいて職務上の秘密に属する情報については、その旨を申立てて黒塗りにして提出をしているところです。

具体的には、この百条委員会は公開の場で行われるということがございますので、この当該事実を一般に広く知らせることになるような場においては、当該情報を黒塗りにすることで、個人情報や法人の営業上の利益ですとか、あと公務に支障を生じさせない利益など——広く知らせることによってそれが損なわれることになると考えられるものについては、職務上の秘密に属するものとして黒塗りにしているところでございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員 いやだから、そこで僕たちだって今この原因はなぜなのかというのを解明したいのに、そこをそう言われたら平行線なんですよ、ずっと同じように。じゃ、今この黒塗りにするという判断は、どなたがされているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々としてもできるだけ百条委員会の趣旨に基づいて、調査に可能な限り協力をしたいという意志で様々検討しているところなんですけれども、知事公室内を中心にして検討をした結果として、今先ほど申し上げたような個人情報ですとか、法人の営業上の利益ですとか、公務に支障を生じさせるようなおそれがある場合に限り、職務上の利益として黒塗りにさせていただきます。

以上です。

○徳田将仁委員 誰が誰のために何を守っているのか分からないんですけど、このお金というのは沖縄県民のお金なので、あなたたちが、この隠すものを個人情報かどうか言っている場合でもないんですよ。それを今解明する委員会なのに、そこでこれは隠させていただきますなんて、こんな話はまず有り得ない話だと思っているんですね。その中で、今この基地対策課で決めているのか。何が誰かが指示して黒塗りでいこうって決めたのはどなたなんですか。

○溜政仁知事公室長 委員会からの開示の請求に対して原課で対応案を作成し、公室全体で対応状況を決定するというか、確認をして、必要に応じて三役にも相談しながら確認をしているという状況でございます。

基本的には知事公室長の判断ということになると思います。

○徳田将仁委員 今のお話をしっかり聞きたいんですけど、知事公室がこれをまとめて三役にこれを伺って、三役の決定がどうだったのか。三役がこれでもいいですよって、オーケー出したから今この黒塗りでやっているのか。それとも三役には話はしました、ただし決定したのは私たちですって今なっているので、誰の決定なんですか。明確に教えてください。

○溜政仁知事公室長 知事公室長の決裁で行っているところです。

○徳田将仁委員 では、三役はこの話は黒塗りするということを知っているということですよ。そう判断したいと思います。

あとですね、もう本当にいっぱいこの黒塗りの話があって大変なんですけれど、これ事務所登記の時期の話になるんですけど。このワシントンコア社と駐在員、副所長のメールのやり取りの書類を、昨日おとといもまた見させていたただいたんですけど、何か少しずつ少しずつ私たちに資料提供されているなっていう感じなんです。だって、これって当時の副所長のやり取りの記録って、とっても大事な資料だと思うんですね。その資料が——例えば今回でもこの申請書類を作成している方は黒塗りのなんです、その人の名前は。この登記の仕方を最終的に指示したのはどなたなのかお聞かせください。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から改めて質問内容の説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず徳田委員から御指摘いただいた資料につきましては、最近先週御提示したものだと思えますけれども、事実関係からするとですね、先週御提示したのはこれまで黒塗りだったところを開示した部分があるので、改めて提出したということをごさいますして、その前にも、一度黒塗りが入った状態でありますけれども提出はさせていただいているということをごさいます。

もう一つは、黒塗りにされている何々さんというところがどなたかということだと思えますけれども、当時相談をしていた弁護士の個人名が入っているので黒塗りしてるというような状況でございます。

○徳田将仁委員 いやだから、だって今まで弁護士の名前がさんざん出てきてるいるわけですよ。なのに、なんで今さら黒塗りを開示して、また黒塗りで出してきた理由は、じゃ、なんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これまで名前が出てきている弁護士とは別の弁護士の氏名ということにございます。

○徳田将仁委員 じゃ、その弁護士って別の弁護士が出てきたと思うんですけど、あと何名いるんですか、この弁護士。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から契約に関わる必要なポイントである旨の発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど、これまで出てきた弁護士と別の方のお名前ということでお話しいたしましたけれども、どういう意味かといいますと、その弁護士事務所では、名前が出ているダニエル・クラカワーさんという弁護

士のほかに、チームとしてこの案件については対応していて、そのチームの中の1人の氏名ということで、今黒塗りをさせていただいておりますけれども。そういう状況でございます。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員及び委員長から黒塗りの理由になっていないのではないかとの指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員御指摘の箇所について、黒塗りにした理由としては先ほども冒頭のほうで申し上げたとおり、職務上の秘密に属するものとして申立てをした上で、今回執行部としては黒塗りをさせていただいているわけですけれども、これを明らかにするとした場合には、もう一度改めて検討して手続をした上で出させていただく形になるかと思っておりますので、今この場でお知らせするってことはちょっと難しいかなというふうに思っております。

以上です。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員からダニエル・クロカワー氏との個人契約ではなく、法律事務所との契約であれば関係する弁護士の名前は開示されるべきではないかという指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 地方自治法第100条の規定のところを少し読みながら御説明、御回答したいんですけれども、第100条の第4項について、これは資料を提出する際の除外規定のようなものですが、ここでは第4項では議会は選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、そのものから職務上の秘密に属するものである旨の申立てを受けたときは、当該官公署の承認——これは沖縄県で言うと県ということですが、

当該事実に関する証言または記録の提出を請求することができない。この場合において、当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならないという規定がございまして、今回は知事に対して資料請求が来ておりますけれども、その知事が1人の自然人としての請求を受けて、知事が県に対して職務上の秘密に属するものであるという申立てをして、県としてそれを承認したというような今手続にのっとりまして、今回また改めて請求を受けて検討する際には、同じような手続をしていく必要があるということでございます。

以上です。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から及び座波委員長から、この人物はDCオフィス社の設立手続に関わる重要人物であることから開示されるべきである旨の指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長 十分な御回答じゃないかもしれませんが、この個人名を黒塗りにしている理由は、委託先のワシントンコア社から前?にも確認したところ、この個人名については黒塗りといいますか開示しないような形でしてほしいということを受けて対応したものでございます。

重要人物ではないかという御指摘については、弁護士事務所がチームとして実施しているスタッフのうちの1人で、弁護士でもあるということで重要な存在だとは思いますが、ダニエル氏を筆頭としたその弁護士事務所の判断として、この方がやり取りを個人的に——人と人とのやり取りって言うんでしょうか、ワシントンコア社の担当者と弁護士事務所の担当者とのやり取りの話として名前が挙がっているということですので、助言を受けている主体としては、その弁護士事務所という意味ではこれまで御説明した内容とそごがないといいますか、同じようなことかなというふうに考えているところでございます。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から弁護士チームとして実施しているのであれば、なおさら個人名を隠す必要はないのではないかと指摘があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 答弁少し繰り返しのようになってしまって恐縮ですが、今回の黒塗りした理由につきましては、県としてその職務上の秘密に属するものとして判断した上で、申立てをその理由を示した上でさせていただいております。なぜそうしたかという理由の1つとしては、委託先のワシントンコア社にも確認したところ、この方については非開示としてほしいという申し入れがあったということが理由の1つでございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員 今執行部からの答弁ではそうであるかもしれないんですけど、私たち委員としてはこの人物はこの事務所を設立する上で、極めて重要な人物であると思うんですよ。だから、この人がどなたなのかは教えていただきたいんですけど、そこら辺はどうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも若干重複してしましまして恐縮なんですけど、今まで名前が出ているダニエル・S・クラカワー弁護士と同じ事務所でチームとして、今回の件について仕事をしている弁護士の人の氏名ということになります。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員からこれでは審議が進められない旨の発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

先ほどからの開示要求についてなんですけど、どうしてもこの県側は自治法100条に基づいた手続の中で開示していないというのが、理由でありますけれども、これでは我々は審議が進まないというのが明白なんです。ですが、この部分はこの部分で置いておいて、他の審議もありますから、だから皆さんに対しては、この事務局に確認しながらですね、法的手続を改めて取ってできるようにしてほしいということを強く要望します。

これはもう明らかにもしそれを拒むのであれば、県は何かを守っている誰か

を守っているとしか言いようがないということですので、これ強くお願いしたい。だからこれ今日で準備できるんだったら今日でいいんですが、後日であれば後日というふうになります。

以上です。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 とても重要なので、お願いします。

この事務所設置に係るこの現場の対応ですね、常日頃の現場の対応、駐在職員とコア社さんで行われた今回の様々な資料あるんですけど、このコア社への私たちの聞き取りの中で、沖縄県からの意思決定があって私たちは行いましたというものが回答いただきました。

この本庁内でこの意思決定は誰が行ったのか、お聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員の御質問はその設置の際の意思決定という趣旨だと思いますけれども、本庁側でということですので、これまでも何度か御回答させていただいていると思いますが、そういう文書、意思決定したということが文書によって、確認、残されておりませんので、誰が正式に決定したかというところが明らかでないというような状況でございます。それを昨年12月に追認をして、正式に文書で意思決定をしたというような状況でございます。

○徳田将仁委員 あとの質問に関連するので、またじゃ、質問したいんですけど、この山里副所長からの聞き取りの中でですね、実際に株券を発行したり資金が動く実態はないため本庁側での財産登録ができないと言っていたんですけど、それは事実ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員が御指摘なされた箇所については、令和2年11月に執行部から当時の山里に聞き取りをしたときのことだと思いますけれども、当時聞き取った内容については、何て言うんでしょうか、その内容について、本人に確認をしているものでもなかったものですし、また公開を前提として残したものではないということもあって、正確性については担保されていないということがあって、当初非開示にしていたという内容のものでございます。

今お話があった、財産登録できないといった話になったと記憶している、というところですけども、これについては本庁側の職員との聞き取りをした結果としては、そういう事実は確認できておりません。

○徳田将仁委員 正直これ山里さんが言っている言っていないは関係なかったとしてですよ、実際に株券を発行したりしないのか、そして資金が動く実態はないのか、じゃ、それだけお聞かせください。今はもう過去なんだけども、もうなくなっちゃったけれど……。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、御指摘があったように株券が発行されていないとか資金が動いていないということについては、そのあと昨年来、この問題が議会でも指摘をされた中で、執行部でしっかりと時間をかけて調べた結果としては、株券は発行されていたということが分かりましたし、資金についてもワシントンDCオフィス社の口座に入ったり、入出金の実態があるということが分かったということでございます。

つまり山里が当時話していたものとは、事実は異なっているというようなことだと思います。

○徳田将仁委員 じゃ、山里さんが当時言っていたことは嘘であるということが——今そう言われたと思うんですけど、その当時それができないために公有財産登録ができないって言っているんですよ。それができないから公有財産登録ができませんと言っている中で、今回の監査結果を受けて、公有財産規則上で不適切な事務処理だったと今指摘されているんですよ、そのこと自体がね。だから、この公有財産が登録ができないって、その当時に認識で判断したのは誰なんですか。意味分かりますか。

そういったことが、じゃ、株券発行したりしないし、資金が動くことが実態がないから公有財産登録できませんでしたって、山里さんは言っていたわけですね。今回の監査で公有財産登録していないのは、本当に事務的に不適切だったよって今言われているわけですよ。その中で、この公有財産登録ができないって、山里さんが言っていたのは、じゃ、それは当時の認識としては間違っていますよって今言うのであれば、その認識を皆さん同じように共有していたわけですよ、今まで。それをこれを決定したのは、どうにかできないって皆さんが認めた中で、この判断をした人は誰なのかな。本来するべきだったよって言っているんです、今監査はね。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほどもう少し答弁したものと重なりますけれども、その山里から聞き取りをしたときの令和2年の時点で、そういう山里からの話がありましたけれども。当時はですね、結果としてそのことについて、そ

れ以上深く深掘りをして調べることができなかったという状況がございます。そのあと昨年の後半ですね、10月頃から県議会から指摘を受け経緯をずっと調べてきたところ、しっかり調べた結果としては県が出資をして設立をした子会社であったということが分かって、それに伴って株券が発行されているということも分かって、これについては財産登録が必要だというふうに合わせて判断をしたと。それまでの間については、県が設立したということ自体もはっきりとしたことが意思決定がされていなかったわけですので、それに伴って株券の財産登録についても、それが必要かどうか自体の検討に至っていなかったというような状況かと思えます。

○徳田将仁委員 僕の少し変な見方なのかもしれないんですけど、公有財産登録をしなかったというのは、わざと議会での議決を避けたかったのかなとも捉えられたんですよ、僕はその当時。それで押し切ったのかなと、知らないふりしとけ今はと。それが今、最近になってこんだけ大ごとになっているわけですから、そこに本当は立ち戻ってしっかりその場でやっていなかったのが、そちらの悪いところなんですよ。それはもう十分皆さんも承知していると思うんですけど、この監査での結果を踏まえてですね、これは監査の報告内容ですがこれ一般にはこのワシントン事務所と称されていますけれど、これはあくまでも通称であって県の組織上は存在しないし、出先機関でもないということでもあります。そこには県から2人の職員が駐在として配置されている状態でありましたと指摘があったと思うんですけど、それについては皆さん、どう考えていますか。

○溜政仁知事公室長 御指摘のとおりですね、県の組織としては駐在の派遣ということになります。ワシントンDCオフィスインクにつきましては、当時は県として認めたものではないというところで、適切な対応ではなかったであろうというふうに考えております。

○徳田将仁委員 そこで私たちもこの監査に対して同じような質問をしたんですよ。そこでもう今こういう話があるわけですから、このワシントン事務所の設立に関してですよ。今あったようにこの登記もないし、出資、設立総会、取締役会の必要な手続に検討や調整を行うべきところがそれを行っておらず、適正な事務処理であったと認められないというこの監査報告の中でですよ。必要な手続をやらないまま設立登記を行ったということは、この設立自体がやっぱり無効となると思うんですけど、そこら辺をどう考えますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 監査の御指摘では、登記に当たっての県としての意思決定が文書によりしっかりとなされていないということが、非常に大きな厳しい指摘だと思いますけれども、実際にそのとおりであります。それは真摯に受け止めておりますが、ただその手続について瑕疵があったということは、あったわけですが、結果として米国内の手続については関係当局に申請をし、承認をされ、法人として登記がされている状況でございますので、この法人自体が最初から無効であったかというところについては、必ずしもそうではないというふうに考えているところでございます。

○徳田将仁委員 私たちは今まで本当に米国内の問題でも、これはおかしいだろうおかしくないだろうといろんな話をしてきたんですけれども、今の話を米国内では私たちは法律上は問題ないという話なんですけれども、僕が今言ったのは、米国の話を今していないんですよ、全くしていない。この設立自体が、必要な手続をやっていないまま、そのまま設立をして、これって、だって県の組織上存在もしないし、出先機関でもない。その場所に2人の職員を送った。これは公金支出の違法性と考えられるんですよ。だから損害賠償請求、損害賠償責任を求められてもおかしくないと感じるんですけれども、そこら辺はどう考えていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 別途、まず駐在の位置づけというところを簡単にといいますか簡潔に御説明したいんですけれども、駐在というのは県の駐在規程というのがございまして、それに基づいて設置をされるわけですが、駐在そのものは現地に一定の何か組織とか受け皿となる箱がないといけないというわけではなくて、駐在そのものはその個人個人を任命しまして、その人が、今回で言うと外国に行って仕事をするということを命ぜられるというような位置づけになりますので——例えば何でしょう、会社とか出先機関が必ず必要ということではないということではございます。なので、個人で行って個人で仕事をする、滞在をして個人で仕事をするというケースも駐在というのはあり得るという仕組みではございますが、今回については米国内で活動するに当たって、FARAの登録ですとか、L1ビザを取得をするということに当たって受け皿となる法人が必要だということが検討する中で分かってきて、その法人がどういう形態であるかということを中心に検討したときに、会社形式、株式会社の形式ということが選択をされたということになっております。

○徳田将仁委員 だから、そうやったとしてもあなたたち皆さんの行政上、これは私たちは正しいことをしたんだと、今言っているかもしれないんですけど、それを監査も法律の専門家達も含めて、これ違法だよって、おかしいよって言われているわけですよ、この監査結果の中で。そこが今問題ですよって私たちも言っているわけだし、損害賠償のこれは責任を求めないとおかしくないかと言っているんですよ。

○溜政仁知事公室長 監査等におきましても、まず違法というふうに断言はされていないというふうに承知をしているところでございます。

その上で問題点はいろいろと指摘されているところで、それについては我々も問題があったということで真摯に受け止めております。その上で、我々としては、昨年12月にですね、このワシントンDCオフィス社について改善をするために様々な決裁、確認を取ったというところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 これは今裁判をしたわけでもないし、だから違法だ、まあ法的にこれは微妙、微妙ですよねって、分かりやすく言えば。微妙ですよねって言っているのが、そこで僕たちは今この委員会があるわけですよ、そこでね。でも瑕疵があるというのが言われているわけですよ、瑕疵、瑕疵というのは通常ですよ、違法ですよ、瑕疵。法律のこの瑕疵というのを今調べたら、その明白な瑕疵がある場合は、行政行為は無効となりますって書かれているんですよ。

その瑕疵という意味をどう捉えていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回御指摘を厳しくいただいている部分については、ワシントンDCオフィス社という株式会社相当する法人をアメリカの現地で設立するに当たって、文書による意思決定ですとか必要な手続が取られていないということについて、指摘をされているというふうに認識をしておりますけれども、私どもがワシントン駐在の業務を担当して推進している中においては、ワシントン駐在は現地で県職員の身分も併せ持ちながら、様々な活動をずっと行ってきておまして、それ自体はしっかりと実施されてきたというふうに思っておりますし、その中の1つ重要なところでありますけれども、受皿として設置をした法人に対する指摘については真摯に受け止めているということでございます。

○徳田将仁委員 ちょっと違う話をしたいんですけど、このワシントンDC

オフィス社の銀行口座の入出金の件ですけれど、コア社からの入金については確認できている状態ですけれど、一部入出金、入金者の記載がない点というのは調べはつきましたか、自分たちの中で。聞かしてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、監査からの指摘を受けた勧告に関する部分だと思いますけれども、それについてはワシントンDCオフィス社の口座の入出金の内訳、どこからどこに送金されたとか、どこからどこに出したとか入金したとか送金したとかというところについては全て把握をして、これは監査委員にも提供をして、議会議長にも提供させていただいているということでございます。把握をしているということです。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。
高橋真委員。

○高橋真委員 質疑をさせていただきます。

今回、監査報告等々出ておりましたけど、私は前回の百条委員会、4月11日の百条委員会のときの答弁保留があった件について、少しお尋ねをしていきたいと思います。

非弁行為の問題であります。これは調査検証委員会の報告書でも指摘をされておりました。まず、これから聞きたいと思います。そもそも非弁行為とは何でありましょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 非弁行為の定義と申しますか、少し簡単、簡潔に申し上げますと、弁護士とかそういういわゆる国家資格を持っているような士業の皆様の業務というのは、その業務の範囲についてはその人にしかできないということになると思います。それをそういう資格を持っていない者が弁護士に成り代わってと申しますか、法的な助言をすとか、そういうことが一般に言うとな弁行為というふうに言われているかと思ひます。

○高橋真委員 この非弁行為の中で、調査検証委員会で指摘をされているのは、弁護士を紹介をする、そういったこともそれに該当するということでありました。その認識はいかがでありましょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員御指摘のとおり、今先ほど申し上げた意味の非弁行為のほかにも、弁護士を紹介をするという行為についても、非弁行為に

当たる可能性があるというふうにされていると承知しております。

○高橋真委員 そのときに、ワシントンコア社が紹介をした米国総合法律事務所との関係性でありますけど、これはワシントンコア社と、この米国総合法律事務所というのはどういった関係だと、県は認識しているのでしょうか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど申し上げたとおり、委員も御指摘のとおり、検証委員会の報告書では、弁護士または他の人物を提供することも非弁行為と規定されています。これは米国の法の下でそう規定されているという記述があります。それにさらに言及されているコロンビア特別区控訴裁判所の規則の中では、これを提供することの意味について、単に特定の弁護士を推薦する以上のことを意味しているということで、一般的には弁護士を紹介することを事業として定期的に行っていることを指しているということでございます。

今回の件、ワシントン駐在の設置、活動支援に関する業務委託については、企画提案の中で、提案者のほうから複数の法律事務所の提案があったわけですが、その提案を受けて正式に契約をした後に、県として、弁護士事務所は決定したということでございます。

ですので、弁護士を紹介することを事業として定期的に行っているというものは異なるというふうに認識をしております。

○高橋真委員 複数の弁護士事務所を提案をいただいて、選定をされたと言いました。その中身について少し教えてください。どうやって選定したんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今手元に残っている資料の中で書いている内容はですね、企画提案を受けた複数の弁護士事務所から1つを選んだということが分かるわけですが、その1つを選んだ過程の経過について資料が残されておりませんで、ちょっとどういう過程で選んだということが分からないという状況でございます。

○高橋真委員 ということは、言い方を変えると、いわゆるこのワシントンコア社が個別に提携をしていた弁護士事務所である可能性も否定はできない、そういうことでありますか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 可能性があるかも含めて、そこは今手元にある情

報としては、ちょっと分からないという状況でございます。

○高橋真委員 もう一度確認します。

弁護士法によって禁止されているこの周旋という意味合いは何でしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員から周旋というキーワードというか、言葉がございましたけれども、今確認したところ、アメリカのほうの弁護士に関する法律の中では、周旋に該当するというような言葉が、どうもぴったりはまるものがないようで、日本での弁護士法については周旋という言葉が使われているということなんです。アメリカの弁護士法でいうところの紹介という意味で申し上げますと、助言の定義に含まれるサービスを提供するために、弁護士または他の人物を提供することも非弁行為と規定しているということが検証委員会の報告書でも示されているところです。

○高橋真委員 ということは、この今ワシントンコア社が紹介をしたこの弁護士事務所という関係性からいくと、沖縄県から発注を受けた業務のその事業費の中でそれを選定してきたということからすると、非弁行為に該当するという見解でよろしいんでしょうか。お伺いいたします。業務としてやったわけですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託事業の中で、法律的な支援についても、規定はされているところだと思いますが、今回のその非弁行為に当たるような紹介というようなことについては先ほども少し申し上げましたけれども、これについてはですね、紹介することというのは単に特定の弁護士を推薦する以上のことを意味していると。それは何かと言いますと、一般的には、弁護士を紹介することを事業として定期的に行うことということを示しているということでございますので、今回は定期的に行うことということからは、合致していないのではないかとこのように考えているということでございます。

○高橋真委員 これは定期的なというニュアンスではなくて、ワシントンコア社とそしてその弁護士事務所との関係性で、そういう対価を受けたり、そういう親密な関係が全くなかったと。要するに、そういう対価だけでなく、いわゆる便宜を図る等々、サービスを受ける等々、そういうのもいわゆる対価だと私は考えておりますが、本当にそういう関係性がない中で、選んできたやり方で、業務を発注したものなんだという認識の裏は取れているんでしょうか。お伺い

いたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもとしては先ほど申し上げたとおり、非弁行為には当たらないという認識を持っているわけですが、それは私どもが把握している範囲の中では、私どもの委託料の中にそういう紹介料に該当するような経費を入れている——入れているというか、計上されているわけでもありませんし、ただ分かるのはそこまででありまして、それ以上のところの裏付けといたしますか、裏が取れているというような確たる情報があるわけでありませんが、委託事業者とのやり取りの中では、そういうことはないというふうに認識をしているということでございます。

○高橋真委員 課長、少し整理をして申し上げますけど、委託事業費の中に、そういった法務を担当する業務は入れている覚えはないということですが、実際に受託事業者が、そうやって弁護士事務所と契約をしたり、そしてまた紹介をしたり、実際に再委託をやっているのはなぜでありましょうか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 すみません。私の答弁がちょっと言葉足らずか、ちょっと言い間違えたかもしれませんが、法律的な助言を得るというのはその委託事業の中に入ってございまして、今入っていないと申し上げたのは、弁護士を紹介するという業務について、委託の中に含めているということではなく、指摘報告の中にも、そういう紹介料のような——紹介するに当たっての手数料のようなものが計上されて、それを認めて支払ったということではないというふうに思います。

○高橋真委員 当初から、業務の中に法律的な業務、助言とか、そういった法務に関わることを述べられているということは、法律の専門家がそれをやるということを想定していたのではありませんか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおり、現地で活動するようになって、弁護士ですとか会計士ですとか専門家の助言なり支援を受けるということは想定をしておりました。

○高橋真委員 そのいわゆる専門家集団というのが、ワシントンコア社の中であつたという認識なんですか。ワシントン子会社の委託された事業者の中で、

その専門的な法務助言とか、法律的な助言が受けられるということで、県としては事業を発注したんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託先の企業の中にそういう弁護士を置いているというようなところまで、必須の要件に、契約上の要件としていたわけではなかったと思いますが、当初から行われてきたように、外注のような形、再委託のような形で、法的な助言を受けるということを想定していたと思います。

○高橋真委員 ということは、最初からその専門の法律家を、また再委託なり外注なりという発想があったということは、県が発注をしたその事業の中というのは、その弁護士を紹介してくださいと、もしくは法律の専門家を紹介してくださいというような内容が当初から盛り込まれていたと。要するにそういうのが想定としてあったのかということなんです。要するに何が言いたいかというと、非弁行為を促すような発注をしていませんかと言っているわけです。そもそもの話をいうとそうなんです。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託業務の発注に当たって、今行われているような形の再委託の形を取っているということについて、これが最適な方法だったかと言いますと、今このような形で、非弁行為についても指摘をされている、可能性について指摘をされているということがございますので、最適な方法ではなかったのではないかとこのように考えますし、改善する余地があるというふうに思います。

○高橋真委員 事実を受け止めないといけないと私は考えております。それは、今後の改善の在り方ということは、結構だと思います。

それで、今回この再委託をするに当たって、そもそものやり方を教えていただきたいわけでありますが、通常法律の専門家など弁護士事務所に業務を発注するときの県の本来の在り方というのは、どのようなことをやって、いわゆる契約に至るのか、教えていただきたいと思います。つまりどういうことかという、通常は弁護士、例えば法律相談、この法務相談、内容のいわゆる市場単価とか、報酬単価とか、成功単価とか、そういったものを調査をして、いわゆる、ちゃんといわゆる沖縄県としてこういう単価が適正だという基準を持ち合わせて、そして請負ができるような弁護士事務所に公募をかけるなり、発注するなりして、そしてその中から最適なパートナーを選ぶというのが、契約の在り方だと思っているわけなんです。いかがでしょうか。まずこれから。

○玉元宏一郎基地対策課長 今県の一般的な弁護士の発注の在り方というんでしょうか、その御質問だと思いますけれども。私が今理解している範囲、これまでの業務の中で理解している範囲の中なので、ちょっと場合によっては、総務部から補足していただいたほうがいいかもしれませんが、これはその訴訟なりその弁護士をお願いする際の業務内容に大分関わってくるのかなと思ひまして。例えば、損害賠償請求ですとか、こちらから金額を伴う形で何か訴えを起こすとか、そういった場合には、その金額に対して、弁護士事務所、弁護士会というんでしょうか、その中である程度こう基準的な何%とかという基準があつて、それが弁護士の中では、弁護士業界というんでしょうか、その中では基準になっていますけども、そこから、沖縄県としては予算の範囲はこのぐらいなのでこの範囲でできることがありますか、というようなことを探していくというようなことは、私個人の経験としては行ったことがあります、県としての単価の基準というのは、必ずしもなかったような認識がございます。

○松堂徳明総務私学課長 現在県のほうでですね、例えば訴訟等を受けた場合に弁護士等を委託するんですけど、この場合に限っては、やはり分野に詳しい弁護士事務所のほうに相談してですね、現在の沖縄弁護士会のほうでは報酬規定等が明確に定められてないところもありますので、弁護士とその費用について相談した上で、その弁護士から提案された額を、県の中でちょっと確認しながら決定して行ってこの訴訟の委託をしていく、という形で手続を進めております。

○高橋真委員 いわゆる県の一般的なスタンスの中では、価格を、契約をする価格を決定するときには、それなりの手堅い検証をして、この契約に至ると思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○松堂徳明総務私学課長 まず契約に当たって、過去のですね訴訟の事例とかそういったものも把握していきますが、ただやはりその事案が重要になりますので、その事案について委託する弁護士との調整が優先される場所がございます。

以上です。

○高橋真委員 ということは、今回の当該ワシントン事務所のこの再委託の価格を決定するときというのは、どうだったんでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この再委託を決定するに当たって、まず最初の委託先のワシントンコア社と相談をしつつ、ワシントンコア社を通じて、弁護士事務所と調整をしていくということになっているかと思えます。どうしても言語が違いますので、ワシントンコア社は翻訳、通訳の役割を中心に間に立ってもらって、調整をしてもらったということかなと思えます。

以上です。

○高橋真委員 いわゆる契約をしたその弁護士の報酬等、そういう法律業務の価格というのは妥当だという判断をどのようにしたんですか。何を基準にしたんですか。だから再委託決定をした根拠ですね。何を基準にしたのでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 判断するに当たっての明確な基準というんでしょうか、単価の基準とかというところはないわけなんですけれども、委託をする業務内容として、全体の予算の規模なりが一般的に我々が想定している範囲の中に収まっているかどうかというようなことで判断していると思えます。

具体的な手続としては、再委託の承認書が委託先から届きますので、承認申請書ですね。それを基に判断をして承認をするという手続を取るということでございます。

○高橋真委員 ということは、予算の範囲内であれば言い値でも分からないということですね、県のスタンスはね。予算の範囲内であればもうマックスを求められても分からないと。それがアメリカのルールなんだという、非常にあやふやな基準で、再委託を決定してきた背景があるというふうに思っています。

なので、つまりはどういうことが言いたいかというと、実際にこの構図を描いてきたところというのは、もう県ははっきりと責任を取らないといけないと思っています。要するに全て言いなりになって、専門家が言うことの単価、単価というかな、価格で契約をしてきたというか、契約をしてきたんだらうという可能性は排除できないので、この段階ではということでありまして。ということは、もう普通この蓋然性を考えてしまうわけでありまして。

いいお客さんを紹介してくれた弁護士事務所としては、それなりに仲介をした人にそれなりのサービスを提供するのではないかなと思ってしまうわけでありましてよ。しかも県は公募で選んでいない。コア社の選定で選んできた。その可能性を100%否定できる根拠がありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員が今回の件について心配なさっているのだと思いますが、100%根拠を持って否定できるということはやっぱりなかなか難しいわけですが、我々としては、委託先との契約事務であってのやり取り、調整の中でできるだけそういう不適正なことにはならないように努めて、毎年やってきているつもりではございますが、100%根拠を持ってということまではなかなか難しいかと思えます。

○高橋真委員 非弁行為というのは、例えばこちら側が不作為であったとしても成り立つ違法な行為なんですか。お伺いいたします。知っていようが、知っていまいが。

○玉元宏一郎基地対策課長 一般的な考え方ですと、資格を持っていない人がその資格を持っていないといけない。そういうことができない業務を行うということが非弁行為に当たるということですので、それは私たちが知っているか知っていないかということとは、別で判断されるようなものになるかと思えます。

○高橋真委員 個別具体事例でもって判断するのが妥当という見解があるので、そのとおりだと思いますけど。実際に今この検証委員会での指摘というのは、受託者がそういう行為をやっていたと。やっているか、やっていた可能性があると強く指摘をされているわけでありまして。

これ翻って考えています。受託者にそのような行為を強要させてきた。もしくは、こういう業務を任せてきた県の責任というのは、これ必ず問われる部分だと思うんですよ。

実際ちょっとお伺いしたいんですけど、このワシントンコア社については、非弁行為の疑いがある件について、前回の百条委員会では精査して報告してくださいと私要望しました。結果、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

検証委員会の報告書で指摘がされておりますように、コロンビア特別区控訴裁判所の規則においては、コロンビア特別区弁護士会会員など以外のものによる法律事務の取り扱いが禁止をされております。

ワシントンDCオフィス社に関する法律事務については、ワシントンコア社が県に対して、法律事務所への再委託申請を行い、県が承認している一方で、

現地、米国の現地においては、県またはワシントンDCオフィス社が、法律事務所の直接の顧客であることを示す契約書に別途ワシントン駐在が法律事務所と契約をしているというような状況になっております。で、ワシントン駐在が県を代表する形で、現地での契約書に署名をしているということについては、県内部の事務決裁の手續としては、適正ではないというふうに考えておりますけれども、一方で米国内の状況を見ますと、法律事務所は、ワシントン駐在が署名している契約に基づいて、沖縄県に法的助言を提供している。県と直接契約している形になっているということとか、あとワシントンコア社は、県に対する法的助言というのは行っていないということなどの状況を見ますと、ワシントンコア社の行為が、今回の米国の規則上、非弁行為に該当するとは直ちには言えないのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○高橋真委員 この非弁行為の中でですね、前回の百条委員会でも出てきたんですけど、別途個別の契約であるということが、たしか初代所長と弁護士事務所との契約書が出てきたという話があって、私とても混乱したんですけど、これはどういう内容の契約書で、いつカバーされていて、なぜいつ見つかったんですか。逆に言うと。いつこれが発見されて今、前回そういうふうに答弁をなされたのかお伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 通常私たちの業務では、委託業務としてワシントン駐在の事業を見ておりますので、その中ではこれまで見えてこなかった手續が現地で行われているということが分かったのが、今年の3月頃ということでございます。

○高橋真委員 この契約の内容を教えてください。どなたとどなたの契約で、何が記されていたのかということ。要するにその方の立場は一体何だったのか、私人なのか、県庁職員なのか、所長なのか、教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 契約の仕方がですね、当初の頃とその後に少し――何ていうんでしょうか、異なってきているんですけども。まず1つの例として、2代目の所長の頃の契約ですけども、これは例えばまず契約のサインとしては、2代目の所長の頃は、ワシントンDCオフィス社の社長として、運天所長としてサインがされていて、これが一番最初の頃、1代目の所長のときには、まだ法人ができる前にその手續がされていまして、その時は県職員の立場でサ

インがされているというふうになっております。

内容としてはですね、例えばこの2代目所長のときの、これはビザの申請とかに必要な契約をしているようなんですが、代理権の範囲が書かれていたりとか、あと料金費用、弁護士費用が書かれていたり、あと将来の利益相反の放棄であるとか、こういうクライアント、お客様はこういう協力を弁護士に行ってくださいとか、代理権の終了はこういう時点で、こういう条件で行われます。あと解約に関する規定、費用の返金に関する規定、あとクライアントファイルという案件のファイルの保存期間ですとか、そういう準拠法についての規定ですとか、そういうようなもの。

○高橋真委員 課長、これは初代から直近までであるということですか。歴代で、契約が弁護士事務所と、直接の契約をやっているということですか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 毎年行われているか、契約が交わされているかということについてなんですけれども、毎年ということではなくて、先ほど申し上げた2件、設置当初に契約をした案件と、次に2代目の所長が契約をしたものの2件となっております。

これは継続されている形になっていまして、内容としてちょっと違うといえますか、御説明いたしますと初期のときにはですね、事務所の設立とか、移民とビザに関する手続とかを一括してシャルマン・ロジャース法律事務所に契約をしていたんですけれども。その後、シャルマン・ロジャース、このイミグレーションがこのビザとか出入国審査に関する手続については分けて、令和2年から、キャピタルイミグレーション法律事務所のほうに契約をしている。それが継続されているという形になっております。

○高橋真委員 まず、そもそものお話でありますけど、もうこれから出てきたこと自体大問題だと私は思っております。当時は決裁権限がなかったはずなんだよね。何にもなかった人たちが、個別に弁護士事務所と契約を結んでいるということでありました。で、少し確認します。その内容は先ほどの代理権の付与というのがありましたけど、総じてこれどういう契約なんですか。弁護士事務所と。この初代が結んだものと、2代が結んで、あとは包括的につながっているというものでありましたが、ちょっと分かりやすく言っていただけませんか。要するになんか全権委任するもんだとか、法律業務は全部あなたたちでお任せするよとかそういった契約を取り交わしていたんですか。何ですか。

この代理権とか、いろいろおっしゃってございましたけど。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど申し上げればよかったんですけども、契約の内容について御説明いたします。

まず1つ目の設置当初から、契約をした法律事務所については、沖縄県に対して、事務所の設立、そして移民及び規制に関する問題への対処などのその他、法的な助言を提供するというものになっております。で、その契約書の内容については、そういう助言を提供するというのと併せて、その場合の費用の支払方法とか、代理権というのはこういうものですよということが、通常多分現地の法律事務所が一般的に使われているような形式に、形式上見えましたが、そういうものかと思えます。

もう一つが、契約内容が米国市民権移民局に対してL1ビザ延長申請書を提出するなどの役務を提供する、その場合の費用の支払方法などを定めたというものになっております。

○高橋真委員 いつ見つけたんですか。きっかけは何ですか。この今年の令和7年3月ということでありました。多分百条委員会ではもうあらゆる契約書、資料請求をしている中で、こういう形で、どこにあったのか、誰が見つけたのか、そしてどういう経緯で確認ができたのか、教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 契約があるということが把握された経緯なんですけれども、調査検証委員会の依頼を受けて、2月28日、2月の末日かなと思えますが、私当時のワシントン駐在を通じて法律事務所に対して、県と法律事務所の関係性を確認した。そうしたところ3月2日に、先ほど申し上げた最初の契約書、初代所長が行ったものですね。そして3月4日、2日後の4日に、もう一つの契約書があるということが分かってそれを受け取ったということになります。ということでございます。

○高橋真委員 資料請求していいですか。これは多分見たほうがいいと思えますし、資料請求をさせていただきます。まず答弁いただきます。

○玉元宏一郎基地対策課長 もしかしたらこれまで既に出しているのかもしれないということがちょっとありますが、それも確認した上で改めて提出することについて検討させていただければと思います。

○高橋真委員 分かりました。

ということは、実際に、この当時の駐在員から知事公室としては、こういう契約を結んでいるという報告を受けて、把握はしていたんですね。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 その契約した当時に、本庁のほうでは、知事公室のほうでは把握をしておりませんで、それを把握をしたのが今年の3月ということでございます。

○高橋真委員 では、ちょっと踏み込みます。この百条委員会が始まるまでに、初代の所長や2代目所長と知事公室は、聞き取りとか調査をされたんでしょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回のといたしますか、去年から今年の明けてにかけてですけれども、歴代の駐在職員ですとか、あと本庁側の担当職員とか班長とか関連する職員に聞き取りを行っています。

○高橋真委員 今回のこの弁護士事務所との単独契約みたいな形のものは、報告はありましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 その聞き取りの中ではなかったということでございます。

○高橋真委員 再度これも確認の意味で聞きます。駐在の初代所長も2代目所長も、単独で契約をする権限は付与されておりましたか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の駐在としての権限はそういうその決裁をするとかという権限は付与されていないというふうに考えます。

○高橋真委員 ということは、弁護士事務所と交わした契約は無効なんですか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもの日本国内側の県の事務手続、事務決裁の取扱い上は適正ではないことが行われたというのは間違いはないと思いますが、それをもって米国内の契約なりの手続が完全に無効かどうかというところは直

ちには言えないかなというふうに思います。

○高橋真委員 本当に、この契約についてもですね、私たちはこの参考人招致のときにも、そういう弁護士事務所との関係とかそういった契約をしているというお話は、一度も伺ったことはありませんし、いざこうやって弁護士事務所と沖縄県はどんな関係にあるのかという調査の中で出てきたものでありますので、これは多分知らなかったというレベルでは済まないお話であると思っております。

要するに、相手の米国法律事務所と沖縄県の間では意思の疎通ができておらず、しかも、ちゃんとした契約もなされておらず、本庁側としてはそういう契約内容を一切把握しておらずですよ。令和7年3月に見つかって分かったというのが、もう信じられないんです。それが物すごく、沖縄県のこの不手際に対する責任はかなり重いのと思っています。そういう意味では——しかも今の流れから行くと、契約の在り方、今回の非弁行為に関わることについて、契約について様々質疑をさせていただいているんですけど、実際にこの今までの中だけで行くと、もう全く沖縄県としては実態を把握できていない。また駐在所の駐在員の職員も具体的な報告もない、また求めてもいなかったようにうかがわれるんですよ。

報告を求めた経緯はありますか、お伺いいたします。事実から確認しましょう。

○玉元宏一朗基地対策課長 詳細な事実を完璧に今お答えできないかもしれませんが、基本的な考え方としましては、私どもの側から見ると、ワシントン駐在の業務が委託事業として——駐在は2人本人が現地に行って、その活動を支援するというのは委託事業で行っているという認識でございましたので、委託契約の中でどう取り扱うかということを中心にといいますか、そこを注意しているわけですが、その中では弁護士事務所とか会計事務所は、これがベストな方法ではなかったかと思いますが、再委託という形で、我々の中ではその委託契約中で一応見えてはいるわけです。その弁護士事務所なり会計事務所があるということは見えているわけです。

一方で、そのワシントンDCオフィス社という法人を中心としてどういうことが行われているかということが、これはすごく全体的な大きな反省点ですが、そこを中心に何が行われてるかということについての把握が非常にこれまで足りてなかったというふうに思います。

○高橋真委員 少し余談ではないんですけど、この契約という在り方について今回の事案を考えていくと、では歴代の駐在や所長もしくはその他、このDCオフィス社、ワシントン駐在に関して、沖縄県が把握していない契約ってまだあるんですか。

今1つのテーマを掘り下げて出てきた契約書なので、ということは単独で駐在員の方々はやっている可能性は否定できないですよ。分からなかったんだから。

○玉元宏一郎基地対策課長 これまで調べてきた結果として分かっているのが弁護士事務所、会計事務所、そして令和2年度までのマーキュリーですね、マーキュリーとの契約が同じような形で、現地の事務所と行われているというのは把握をしております、それ以外にないだろうということが言えるのはですね、それ以外は全部資金の流れが伴うので、それは私たちの委託料でしか現実的に払えませんので、それは委託料の再委託という形で見ておりましたので、それ以外にお金を伴うような契約というのは、ワシントン駐在としては、実態としてできないし、聞き取れた結果としてもそういうことはないというふうに把握しております。

○高橋真委員 ちょっと戻ります。今回のこの県庁職員初代所長、これ初代所長とは見ていないので、今のお話の中から行くと、県、沖縄県が派遣してきた一職員と弁護士事務所の契約がまず初代であって、そのあとは県庁職員ではなくて、DCオフィス社の2代目所長とこの弁護士事務所の契約があって、この意図するものというのは、この弁護士事務所は沖縄県、この個人と何の契約、何を期待してこの契約をしているんですか。弁護士事務所として、意図は何ですか。これ代理権とか、さっき言っていましたけど。要するに何がしたかったんですか、この弁護士事務所は。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

私たち側から見ますと、委託事業の中で全てを賄う契約をしているつもりですので、その中では再委託として見えてくるわけですがけれども。それは私どもからの視点から見て、我々が契約元で相手方が契約先でというような名前が出てくるわけですがけれども。これを明確に明文的に見たわけではないんですが、アメリカ側の弁護士事務所とか会計事務所、またマーキュリー側から見ると、再委託ということになるとワシントンコア社との契約みたいな形になってしまいますので、本来のクライアントの姿が見えない。なので、彼らの業務として

は本来のクライアントの姿が見える形で、契約書なり覚書を交わしたいという。彼らがしっかりクライアントと業務をしているという証拠を残したいという意図があって、彼らからのリクエストに応じて、こういう取り扱いをしているというふうに認識しております。

○高橋真委員 では、弁護士事務所はワシントンコア会社と契約をしているんじゃないと。要するに、どこなんですか。DCオフィス社か沖縄県と契約をしているという外観を整えるために、この契約をやったということを確認したということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今申し上げたようなところを直接的に確認したわけではないんですけども——何というんでしょうか、我々がこの今回の件を反省点として、改善策として考えたのは、ワシントンコア社を通じて再委託をするのではなくて、直接県が契約をすることが、今考える中では最も適切だろうということがありますので、そうすれば相手方も問題なく業務ができるということが、令和7年度の処理の中では直接契約をしたところ、それができたということがありますので。相手方は、本庁でもいいし、沖縄県という名前がついているDCオフィス社でも、沖縄県だということがある程度外形的に分かるような手続をしたかったんだろうというふうに思っております。

○高橋真委員 ということはですよ、ということはですよ。沖縄県としては、令和7年度は直接契約をして、適正に契約をしたということは、これまでのやり方は非弁行為だったということですよ。だからそのやり方を変えようということじゃないではないんですか。それを改善するために直接契約に移行したという流れですよ、今の流れで行くと、何も……。

○玉元宏一郎基地対策課長 非弁行為というふうなことが確定しているという認識はなく、非弁行為に当たらないと我々は考えているところですが、ただ疑問を持たれ、また検証委員会に厳しく指摘をされたわけですので、そういう疑問を持たれないような手続としては、今回取ったような直接契約するほうがいいだろうということで、このような方法を取ったということでございます。

○高橋真委員 非弁行為と認めていないということですけど、認めようとする検証しようとしなないわけですよ。しっかりと今、この百条委員会は今後の改善も大事ではありますが、現時点においてどうだったのかと厳しくこの事実

を突き詰めて、同じような過ちをしないように、未来に様々提言していくために、現実をリアルを見ていかないと。おそらくですけど、このときに、これ非弁行為だったね、でも認められないねと。オフィシャルな見解として認めることはできないねと。だから次の改善策で許してくださいよという見解はよく分かるんですよ。それは気持ち的にはよく分かるけど、それじゃいけない。それではいけない。要するにちゃんとやってきたことの実事を見て、反省を加え、そして未来に対して改善をしていく提言をしていかないと、同じことをまたやりますよ。だから、しっかりと非弁行為だったんだと、もう違法性が疑われている以上、私たちはそこに立脚して、しっかりと今後改善していくんだ、だから直接契約なんですよ。そしたら何の疑いもしないじゃないですか。だからそこをごまかすなどと言っているんですよ。

というこの非弁行為にまつわる質疑でありましたけど、でも今回ですね、1つ申し上げたいということは、先ほども課長からも御答弁をいただきましたが、しっかりとですね、この非弁行為に——これは間違いなく違法なので、違法に当たる部分なので、違法なので、それをしっかりと認識をして、そういうことをもうやらないんだということをちゃんとやっていただかないと、前に進め進みようがないんですよ。非弁行為の疑いがあるかもしれないから誤解されないように直接契約にしましたでは通らないですよ。ごまかした上で、次の道を示しても、これは難しいです。そう指摘をさせていただきます。

現金の話をしていいですか。非弁行為から移って、現金、現預金会計の取り扱いについてをお尋ねさせていただきたいと思います。

この直接ですね、このワシントンコア社のほうに百条委員会から質疑を投げかけて回答が返ってきた中に、これは資料の、このコア社さんからの回答の8ページの49項目目に、DCオフィス社の現預金出納事務や会計事務を担っていた事実はあるかという質問をさせていただいたところ、こちらについては県庁様や御駐在の御指示の下、御支援させていただいたということでもあります。事実ですか。お伺いいたします。

○玉元宏一朗基地対策課長 お答えいたします。

ワシントンDCオフィス社の現金の取り扱い。これは口座にある現金の取り扱いだと思いますが、これについては署名する権限があるものというのは指定をされておりまして、これは駐在職員の2人がサインをする権限を持っていますので、小切手などにサインする場合にはこの2人しかできないということになります。

そのほかですね、委託事業の仕様書で示されているワシントン事務所の運営

については、事実上いろんな支払い業務をワシントンコア社のほうで支援するという仕組みにしておりましたので、DCオフィス社の運営と認識される部分がございます。その業務の一環としては、ワシントンコア社も銀行口座に関する事務、いわゆる振込作業とか、そういうことを担っている処理をしていたということで承知をしております。

○高橋真委員 具体的にお伺いします。

DCオフィス社の口座をワシントンコア社の担当が持っていた、管理していたということよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 口座の管理は駐在の職員が責任を持って行っているわけですが、振込の作業とか、それをその作業の支援という形でワシントンコア社が担っている部分があるということでございます。

○高橋真委員 一致していない。今のは、管理はその駐在にあったと、駐在員にあったというふうなお話でありましたが、そういう参考人招致のときには全くそんな発言なかったんですよ。で、現金を管理しているのは、コア社だと。コア社からお金をいただいて、交通費をいただいていたという認識なんですね。駐在員、歴代駐在員の方々は。ということは、入出金ができる権限を、権限というか、そのいわゆる口座の暗証番号なり通帳なり、入出金が自由にできる、出納事務ができる立場にコア社はあったということですかということ聞いていますね。

○大城美千代基地対策課副参事 お答えします。

お支払いに関して、交通費に関しては、まずですね、コア社が委託料の中で払っております。それからDC社に流しているお金は現地職員の給与ですとか、健康保険料とか、あとマーキュリー社への支払いについては、マーキュリーについての小切手の振り出しは、当然駐在のほうサインするんですけども、現地職員の給与とか携帯電話使用料なんかは、コア社のほうであらかじめ口座振替。毎月、毎月の口座振替が自動的に行くような形の口座振替の手続はコア社でやったということです。

○高橋真委員 要はコア社が管理しているんですよ。実質支配下に置いているんですよということを言いたいわけ。決裁は駐在員に仰ぐという形を取ってるから、管理は駐在、そして実務はコア社のその下に、職員、DCの職員とか

そういったことに指示してやっている実態があるんじゃないですかと聞いてるんですよ。要するに口座を……。

○玉元宏一郎基地対策課長 説明が少し難しいというのは、この委託事業で我々ワシントンコア社に、活動に要する経費を委託料として出して対応してもらっているわけですが、委託料の中で支払われるものの多くはですね、ワシントンコア社から直接支払われているものなんですが、その中の一部はワシントンDCオフィス社の口座にお金を入れて、ワシントンDCオフィス社の口座から支払っているものがあると。それを今副参事が話したマーキュリー社への委託料ですとか、あと現地職員の給与ですとかという一部がその口座を経由していく形になるわけですが、その支払い方によって、小切手の場合は駐在がサインするし、この口座から振り込む場合は駐在の許可を得て振込の処理をするということなんですが、その口座を経由していくものと、ワシントンコア社が直接払うもの、2種類があるということですね。で、ただ委託事業者のワシントンコア社はその全体をしっかりと管理をして、どこに何を払ったかというのを整理をして、最終的に実績報告を県に行って、委託料の支払いを受けなきゃいけませんので、全体の管理は、ワシントンコア社が行っているというようなものになります。

○高橋真委員 振込の許可を得て、実務はコア社がやっているわけですよという確認ですよ。だから実質、形上は、駐在の方の管理下に置かれてるといっても、実務とかそういった振込とか、そういった引き落としとかの手続というのは、結局コア社のほうでやっているわけですよという、このことが確認したいわけです。

○玉元宏一郎基地対策課長 実際の実態としては、そういうことだと思います。ただもちろん口座の管理、口座そのものの管理は駐在に権限がありますので、ワシントンDCオフィス社の口座から支払う場合には、駐在に了解を得てやっているというふうに承知をしております。

○高橋真委員 多分駐在の許可を得てやっているというのは、形式のように受け止められます。私の口座を課長にお願いしたい、どうぞ誰々に振り込んでくださいと。全く第三者同士がこんなやり取りをするということが、相当信頼関係がないと成り立たない話であって、しかもこれは民間企業と沖縄県と公的な機関が、そういう、口座をお願いねと。そんな役務を提供するような、こうい

う契約もないと言っているわけですから、それを考えていくと、この現金出納の在り方とか、会計の在り方というのは、もうワシントンコア社のほうで通帳なり何なりを預かって、本当にそういうDC社に報告、駐在員に報告をしていたそんなレベルじゃないのかなと思ってしまうんですよ。つまり実質支配はワシントンコア社なんだというふうに感じるわけです。すごく。サインのときだけ来るんですよ。小切手はいどうぞって。それってそのことというのは、そもそも本来そういう業務をやるのであれば、何をすべきだったんですか。お伺いいたします。

現金を預けるんですよ。口座管理させるんですよ。そしたら沖縄県としては、本来どんな契約をしておくべきだったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今行われているようなスキームをしっかりと成立させるためには幾つかあるかもしれませんが、ワシントンコア社とDCオフィス社の間で、何らかの契約なり、覚書なり、そういう取り決めに文書で交わすようなことですか、あとは少し性質が違うかもしれませんが、駐在そのものに予算を執行したりする権限を与えるようなことを県庁内で位置づけるかとか、今考えられるのはその2つがあると思いますが。そういう形でワシントンコア社じゃなくて、ワシントンDCオフィス社の口座を何らかの形で関連づける必要が出てくると思います。

令和7年度については、そういう問題意識がありましたので、コア社とオフィス社の中で協定のような形を結んで、こういうケースにはワシントンDCオフィス社の口座を使って支払うとか、そういうことを取り決めているところです。

○高橋真委員 極めて不適切だったという見解でいいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 程度の表現、評価はいろいろあるかと思いますが、適切でない形があったというふうに思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時22分再開

○座波一委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

高橋真委員。

○高橋真委員 御指摘のとおり、簡潔にお尋ねしたいと思います。

現金預金の管理、実質的な管理というのが、DCオフィス社の口座はワシントンコア社が担っていた事実があるというふうに見ているわけであります。

それに対する質疑であります。先ほどからありましたけど、口座からの振込、そして口座の引き落としの契約の実務を担っていたのは、どなたで、どういう形で契約をしたんですか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

コア社がオフィス社の口座の引き落としなり振込をするときに、今時点でそういう取り決めみたいなものがないわけですが、振り込む先は、ある程度ルーティンで決まっておりますので、現地採用の職員の給与ですので、その金額を振り込むという手続は一括して行っているというふうに聞いております。

○高橋真委員 どなたが担っているんですかと。その口座の引き落としにしても、振込にしても、どなたが担っているかという実務のお話をしています。

○玉元宏一郎基地対策課長 失礼いたしました。

ワシントンコア社の担当職員と聞いております。

○高橋真委員 ということは、DCオフィス社とかの職員ではなくて、ワシントンコア社がDCオフィス社の口座や現金を管理していたと。そういうふうに差配していたように、外観が整えられるわけなんですけど、ただ判断は、県庁様や御駐在者の御指示の下とあるわけであります。そういうふうに、なぜそういうふうに、このDCオフィス社の現預金の出納管理をワシントンコア社が担うことができるんですか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 こういう仕組みで支払いをしているということ自体が、私ども本庁側で言いますと、最近まで明確には分かっていた状況でございますので、この点については我々から何か指示をしたとかということではないですが、委託業務として、現地の採用職員に給与を支払ってくださいとかという部分については、当然委託業務の中に入っておりますので、そうい

うことをワシントンコアからの回答では言っているのかなというふうに思います。

○高橋真委員　にわかに理解し難い事実でありまして、何らかの協議があった上で、そのような便宜をワシントンコア社が担っていたと考えるのが通常であろうと思うわけでありまして。

しかしながら、最近知ったということも含めてでありますけど、ずっと答弁で続けられてるのは、もう最近知ったとか、本当に去年の御指摘があつて知ったというお話でありますけど、もう逆にここまで来ると、本当にそうなのかなという疑義が出てくるんですよ。どこかで蓋を閉められた事実というのがあつて、そしてそれが引き継がれなかったとか、なんか県庁サイドが全く知らなかったということ自体が、ほぼガバナンスが本当に疑われますし、もしそうであるのであればもっと早く露見したはずなんですよ。だから、どうしても隠していなかったかという事実が疑われちゃうんです。これだけ長い間こう出てこなかったというものに関しては。その辺はあれですか、担当課としてはどういう認識ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　これまでの本庁側の担当職員であつたりとか、担当班長であつたりとかが、どのような状況だったかというところまでは、この点についてははっきりと分からないんですけれども。私がかつて班長でいたときには、現地の採用職員への給与を支払っているということは、当然分かっているわけですが、その支払い方とかの部分で、あまりこう深く突っ込んで確認をしていなかったというのが実態だったと記憶しています。

○高橋真委員　もういいです。現預金の件は。

少し戻ります。非弁行為の話になります。先ほど出てきた契約書、初代所長と2代目所長と取り交わした契約書、これはどういう意図だと思いますか。弁護士事務所が、こういう無権限者の方と契約を交わしたわけです。沖縄県としてはね。これは逆にこの代理権を付与しているといった弁護士事務所のこのお二方に契約をしたのは、どういった意図だと、県は認識しますか。

○玉元宏一郎基地対策課長　午前中も少し同じような答弁をさせていただいたかもしれませんが、私たち沖縄県庁側から見ると、委託料の中で再委託という形で、これがベストかどうか分かりませんが、それで法律事務所なり会計事務所との関わりを契約上持っていたつもりだったんですけれども。その契約

は相手、アメリカの現地側からすると、自分たちの弁護士事務所とクライアントである沖縄県との関係性が、ワシントンコア社が間に入っているがゆえに分からなくなっている、クライアントとの関係性をはっきりさせるために、沖縄県と直接契約するか、もしくは沖縄県の職員がいるワシントンDCオフィス社と契約をする形で、クライアントとの関係性を書類上確保しようとしているのではないかというふうに考えております。

○高橋真委員 初代と2代目所長に対して、弁護士事務所が直接やり取りをして、その契約は至ったわけですか。お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 実際の実務という意味では、その間にワシントンコア社が入って、こういう書類にサインをしてくださいということで、当時の駐在はサインしたというふうに聞いております。

○高橋真委員 ワシントンコア社が絡んでますよね。その間に。便宜を図ってるわけです、その契約に至るまでの間。で、ワシントンコア社の質疑応答の8ページ47項目に、DCオフィス社の様々な運営支援を担っていたのか、また具体的に担っていた業務とは何かを伺うという問いに対して、ワシントンコア社は、ビザ申請に係る弁護士事務所とのやり取りに係る御支援、税申告に係る会計事務所とのやり取りにかかる御支援ということをやっているわけでありまして。つまりこれは、こういう非弁行為にもなりそうな、もうこの業務を委託していた、沖縄県として事実として委託をしていた。そしてそれに対して、ワシントンコア社はこういうふうに業務を担っていたんだということの理解になります。ということは、繰り返しますよ。沖縄県としては、非弁行為に該当するような業務を発注していたわけでありまして。いかがでしょうか、お伺いいたします。そう答えているんです、コア社は。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

ワシントンコア社が支援した業務の内容というのものはですね、言語の違いがございますので、我々が日本語で話している要望なり相談事を、現地の弁護士事務所や会計事務所に英語で伝えて、英語で回答をもらったものを日本語に翻訳して回答をくれるというような、そういう意味合いの支援というふうに認識しております、その中の法的な助言をワシントンコア社が自ら行ったということはないというふうに我々としては考えているところですが、非弁行為に当たるかどうかという考え方そのものが、設置の当初から、それを意識して、

契約事務を構成といいますか、検討していたかという、必ずしもそうではなかったと思いますので、その点については、何て言うんでしょうか、改善しなければならない点があると思います。

○高橋真委員　だからこれは午前中にも申し上げましたけど、作為であろうが不作為であろうが、善意であろうが悪意であろうが、非弁行為だったんですよと断定できる事実があって、それを何で直視して認めようとしませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長　これも午前中の答弁と少し重なってしまうかもしれませんが、私どもとしても非弁行為というものの定義なりも確認した上でですね、検討して考えているのはですね、まずワシントンコア社が法律的な助言を実質的に弁護士事務所に成り代わって行ったという事実はないということ、紹介するという意味合いの非弁行為に当たるかどうかということについては、定期的に行っているというようなものではないということなので、必ずしも非弁行為に当たるかどうかは、必ずしも言えないというふうに考えていると。

○高橋真委員　定期的にということではなくて、このコア社と弁護士事務所がどんな関係か分からない以上、そこにどういう対価の支払いとか便宜が図られているサービスのやり取りがあるかも分からない中で、そういうことが断言できる環境にはないと思うんですよ、そもそもの話をすると。なのでこれは、今、前回はこの判断をしていないというお話でありましたけど、これしっかりと個別具体事例として、総括をするときに、しっかりと沖縄県として法律的地も入れながら判断すべき事例ではないですか、お伺いいたします。

違う違うではないですよ。ちゃんと客観的な見解を入れて本当にそうでないかということを確認する必要はありませんかと、ここまで議論されているわけでありまして。いかがでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長　現時点での県の考えは先ほど申し上げたとおりありますけれども、つまり非弁行為とは直ちには言えないというのが我々の今の考えですが、今委員がおっしゃったような客観的な検証の仕方ということが、どのような方法があり得るのかというのは少し改めて検討したいと思います。

○高橋真委員　すみません。対応の遅さにがっかりをするわけでありまして、この検証委員会でも指摘をされて、県議会でも言われていて、でも沖縄県とし

てそういう見解ではないという答弁をされているわけですが、それは沖縄県の側から見た話であって、ちゃんとその専門的な見地で個別、この非弁行為というものの自体が個別具体事例でもって判断をする事例というふうになってるわけですから、それはしっかりと示していただかないと納得しづらいんですよ。いかがでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員が納得できるような答弁ではないかと思えますけれども、まず本日の時点では、今の考えを御説明しているところでありまして、ほかにどのような検討の仕方があり得るのか、改めて考えていきたいと思えます。

○高橋真委員 じゃ、直接契約じゃなくて、弁護士の契約もワシントンコア社を介して再委託すればよかったんじゃないですか、この事務所を閉鎖するときも含めて。非弁行為じゃないんですよ。自信を持って言えているんですよ。じゃ、何で直接契約に切り換えたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 非弁行為ではないとこう断定的に申し上げているわけじゃなくてですね、直ちにはそういうふうには言えないという答弁の仕方をさせていただきましても、そういうこともありますし、検証委員会でも指摘がされたという事実がありますので、今回令和7年度の契約においては、直接契約をすると。直接県と弁護士事務所との契約を交わすというふうな形で取り組んだということでございます。

○高橋真委員 公室長、これが県の公式見解でよろしいのでしょうか。要するに何を申し上げたいかということ、検証しなさいと言っているんですよ。してくださいと言っているんですよ、ちゃんと。

○溜政仁知事公室長 今、高橋委員がおっしゃっている非弁行為の疑いについて、県としては今のところ、今基地対策課長が申し上げたとおり、非弁行為に該当するというのは直ちには言えないというのが、今のところの考えであるということでございます。

ただ、今委員からの御指摘等もございますので、さらに精査して個別具体的に判断する必要があるという話に、そうなっているので、そこはさらにですね、ヒアリング、コア社等ですね、ヒアリングを進めていく必要があるかというふうにご検討しております。

ただ令和7年度の委託につきましては、先ほどもあったんですけれども、検証委員会から非弁行為の疑いがあるという話もあったものですから、それでは直接的に契約できないかということも検討して、直接契約できそうだということで、今回は契約をさせてもらったということですので、直ちに違法だからとか、違法じゃないからとかと、そういう判断ができないという状況の中でどうするかということで、このような契約をさせていただいたということでございます。

引き続きこの非弁行為については精査をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋真委員 これ指摘をさせていただきますけどね。弁護士事務所が初代所長や2代目の所長と契約の相手方として、いわゆる直接契約をしてきた背景というのは、契約の相手方を明確にするというよりも、いうよりもですよ、ワシントンコア社を通してやっている、これが非弁行為に当たるというのを分かっていたと思うんですよ。分かっていたこの非弁行為を回避するために、この相手方を確定していく必要があるということが、もう推察されるわけです。その協議をやってきたと思うんですよ。やってきたと思うのに、それも何か引き継がれてもいないし、協議した跡もないわけであるし、結局のところ何か蓋をして、そしてずっと業務を発注していたということは、一つ考えられるものとしてですよ。何でこういうふうに弁護士事務所とのやり取りの中で便宜を図るようなことが起きるの、このワシントンコア社と弁護士事務所とこの沖縄県のDCオフィス社のこの関係性の中で言えば、何でそういうことが成り立つ、客観的に成り立つ関係があるのかなと、非常に疑問なわけでありまして。だからそこはまだ疑義が残るということだけ指摘をさせていただきます。

以上。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

今日の説明資料の8ページで、質疑をしたいと思ひます。

今日の委員会、監査の結果報告書が出たので、それを受けての執行部の意見を聞く委員会だと認識をしております。この監査からの報告書でやはり最後のこの意見についてというのが、この問題の一番本質的なところを突いているの

かなというふうを受け止めました。私たち与党としてもですね、やはり今回の件は反省すべきところはしっかりと反省をする、正すことは正す。で、新たな体制で再スタートをするための検証作業はどうしても必要だと思っています。この監査の意見で、ここに書かれているように、長年にわたって不適正な事務処理が行われることになった原因に2つあると。

1つが、ワシントンDCに職員を駐在させるに当たり、県庁内で事前の検討が十分行われなかったため、駐在職員と委託業者任せの状態となっていたこと。2、駐在職員の事務の執行体制が不十分であったために、指揮系統が機能せず、駐在職員の活動に対する指揮監督が十分に行えなかったこと。この間いろんな参考人からお話を聞いてもですね、やっぱりこのことが、皆さんおっしゃっていたんじゃないかなと思います。

そこで質疑なんですけれども、この法人設立当初の手続が大変不十分だったと。その中でもやはり行政としてこの決裁の手続というのが重要だと思うんですけれども。この決裁手続についてですね、皆さんはどのように認識しておりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

監査の結果報告書においてですね、委員御指摘のとおり、ワシントンDCオフィス社の設立をめぐる問題の要因として、事前の検討不足などが指摘をされております。

ワシントンDCという場所に職員を駐在させるという、全国的にも例のない新たな取組を行ったわけですけれども、その取組について事前の検討が不足した結果、駐在職員や本庁の関係職員が手続の法的な位置づけなどを正確に理解しないまま、手続が進められたものというふうに考えております。さらに組織体制の脆弱さや、駐在職員と本庁関係職員のコミュニケーションの不足についても課題だと認識しております。

これらの要因が相互に作用した結果、文書による決裁手続が行われず、県として、ワシントンDCオフィス社の法的な位置づけなどを適切に認識しない状態が続いていたものというふうに考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 このDCオフィス社を設置するに当たっては、この法人登記が必要だということが分かってくるわけですよ。本来であれば、その法人を立ち上げたいのという決裁を取っていく手順になると思うんですが、今振り返ってみてですね、実際あのときどこがこの決裁手続を上げていくルートにな

っていくべきだったのか、本来取るべき手順はどういうものだったと思いますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 本来あるべき手続としてはですね、現地に設置をする法人の形態とかについて、まずは内部で検討して、それがある程度固まった時点で正式に文書による意思決定を行うと。その設立の前にそういうこと、行為を行うことが必要だったというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 文書による意思決定をちゃんとやるべきですよ。聞き取りの中ではですね、当時の現地の駐在の方も必要性は分かっている、本庁にその旨を報告はしていたと、口頭で。ワシントンのほうではもう忙しくて、法人手続については、本庁のほう、県庁のほうでやっているものだと思っていた。だけど本庁のほうではそういった報告があったかなかったのかも定かではないような答弁だったと思うんですよ。やはりそのときに何らかの文書でちゃんと上げていけば、皆さんとしてもこういった課題があるんだなということ認識できたと思うんですよ。この文書による意思決定がなかったことが一番大きいと思うんですけども、その点について改めて、公室長どう思いますか。

○溜政仁知事公室長 御指摘のとおりですね、当初の駐在と本庁サイドにおいて、そういう法人設立の際のやり取りというのが十分に行われていなかったというところに、根本的な原因があるかというふうには思っております。

その際、本庁側あるいは駐在側からでもですね、その進捗状況あるいはその疑義等がもっとこう確認されていたのであれば、こういう問題は発しなかったであろうというふうに今考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員 こういったことを繰り返さないためにも、内部統制の問題だと思うんですけども、この執行体制あるいはこの指揮系統ですね、その職員はどういったことが任務としてあって、こういう決裁をやる時はあなたがやるんだよというところが、ちゃんと明確にしていかないと、またこういった過ちを繰り返すと思うんですよ。今回の件を受けてですね、この内部統制の在り方についてどのように感じていますか。

○溜政仁知事公室長 内部統制につきましても、今回のことを重大な反省材料としまして、意思の決定の在り方等をですね、しっかり組織の中で確認できるような体制を構築するというか、これは当然のことなんですけれども、再確認

をしたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 皆さんの知事公室、いつでも重大な問題を抱えていて、多忙を極めていると思いますが、当時もいろんなことがありました。ただそれを言い訳にはできないと思うんですよね。しっかりとした答えられるだけの体制をつくっていくということが大切だと思います。

この監査の報告書以外に、第三者の調査検証委員会の報告書も出ています。そこもやはり監査と同じような指摘があるわけですがけれども、ちょっと気になったのはですね、この設立当初はいろいろ不備があった。だけれども、その続いていく中でですね、この手続の瑕疵の治癒ができることがあったんじゃないか、タイミングが幾つかあったはずだと。けれど、それでも瑕疵が治癒できていないというふうに指摘がありました。それについてはどのように受け止めていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員御指摘のとおり、調査検証委員会の報告書において、3つの時期ですね、平成27年6月、平成29年5月、そして令和2年11月に瑕疵を治癒する機会があった旨が指摘されております。平成27年6月及び平成29年5月については、本庁職員及びワシントン駐在において、駐在設置の在り方や関係法令の適合性について十分な検討に至らず、改善の措置が講じられませんでした。

令和2年11月については、本庁において関係職員に対し、設立当時の経緯等についての聞き取りを行っていましたが、議会对応その他の業務があったことや、営利活動など駐在の目的から外れた活動が行われていないのが明らかであったことなどから、それ以上の十分な確認作業が行われませんでした。

当時の所管課において、結果的に改善のために必要な措置を講じる機会を逸したことは、重く受け止める必要があるというふうに考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 こういった直せるタイミングがあったのに直せなかったというところを、どうやって今後は築いていけるのかというところが、しっかりと追求してほしいと思うんですけれども。当時この担当課もいろんな新しい課ができたりとか、すごくごちゃごちゃしていた時期だと思うんですけど、その引継ぎの際の業務の手順書だったりマニュアルの必要性というのが指摘されていたと思います。この当時はどういう状況だったのか、現在その改善に向けて皆さんやっているのか、教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 業務の引継ぎについてですけれども、一般に沖縄県庁の業務の引継ぎに当たっては、沖縄県職員服務規程に基づく事務引継書の作成、そして資料の保管場所の説明などが行われることになるわけですが、これはワシントン駐在、そしてまた県庁側も同じことですが、業務の流れですとか、法的根拠等を示した手順書、またマニュアルといったような資料は備えておりませんでした。ワシントン駐在という業務の特異性を踏まえれば、法的根拠などを十分に確認した上で、業務手順書を作成するなどして、必要な事項を的確に引き継ぐことができる体制を取る必要があったというふうに考えております。

こういう引継ぎに関する課題も含めて、内部統制の検討も踏まえ、今後の体制づくりに向けて検証していきたいと思っております。
以上でございます。

○比嘉瑞己委員 この引継ぎの際に、その前任者がですね、何となく気になっていた問題とか、見解が分れる問題とかというのをちゃんと引継ぎできていれば、後で治癒することもできたかもしれないんですよ。もちろん最初でそれをきちんとやるというのが大前提なんですけれども、その治癒のタイミングを逃しているところが気になったので、そのことをしっかりと進めていただきたいと思います。

ずっと議論を聞いているけど、皆さん今この検証作業をしていくと、議会にも報告をすると、対応状況が書いてあるんですけども、この皆さんのこの検証作業の今後の流れについて教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 県庁内の内部統制の事務的な手続についてなんですけれども、この4月から県庁内部では内部統制、前年度のですね、内部統制のチェックを始めておまして、その中で重大なリスクが発現したということで、今回のワシントン駐在の問題については、私どもの知事公室のほうでは、その項目を挙げて、県庁の中で共有をしております。その内部統制は私たち知事公室から総務部のほうにも提供をして、そしてそれを議会にも報告をして、9月議会に報告がされるというふうに聞いております。

○比嘉瑞己委員 最後に公室長にお聞きしたいんですけども、今確認できたようにですね、この内部統制の問題と、やはり一番大きいのは文書による意思決定がきちんと残されていないということだと思っております。この間県の公文書

管理条例も制定できましたので、やはりこういったところをですね、しっかりとこの条例を生かす意味でも、この文書を残していく、ちゃんとマニュアル化していくということが大切だと思います。この再発防止に向けての公室長の見解をお聞かせください。

○溜政仁知事公室長 繰り返しになって恐縮ですが、今回の問題については当初の、DCオフィス社の設立当時の意思決定等が明確に残されていないなどの問題があったというふうに承知をしております。

これについて、公務員としては基本そういうことがあってはならないというのは当然なんですけれども、こういう事象があったということを、何て言うか、我々だけではなくて内部統制を活用して、全部局に周知する、あるいは通して、こういうことが二度と行われぬような形にするというものも大切ですし、また資料として、何て言うんですかね、設立当初の経緯、あるいはその後の経緯等についてはしっかり残していくというのも、また当然だと思っておりますので、条例もできるということですので、そこをしっかりとやっていく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 執行部の皆さん、よろしくお願いたします。

まずは、入出金についてなんですけれども、平成29年度、令和2年度、令和6年度において、コロンビア特別区フランチャイズ税が支払われていない理由をお聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員から今御指摘のあった平成29年度については、ワシントンDCオフィス社の口座を通さずに、ワシントンコア社から直接会計事務所に支払いをしているということでございます。

○宮里洋史委員 令和2と令和6もってことですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 平成29年度と同じように令和2と令和6年度もワシントンコア社から直接会計事務所に支払っている事例となっております。

○宮里洋史委員 そのほかにも共同企業体——ワシントンDCオフィス社の代表のコメントからなんですけれども、何ていうんですか、迂回して支払いされているわけじゃないですか——僕らが見たらですよ。委託料でお支払いして、DCオフィス社を経由してマーキュリーに払ったりとか。迂回してお支払いしています。そして、先ほど答弁がありましたように、納税も委託業者が払っている。こういった支払い方法は、これ適切と言えるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、納税も含めてワシントン駐在の活動を支援するための費用全般については、これまでの県の執行部のやり方としては、委託料として全てそれを含む形で委託先を決定して処理をしているわけなんですけれども、これについてはいろんな課題は少しずつあったかもしれませんが、納税の部分について何か指摘を受けたということはなかったかと思います。ただ迂回をするとか、ワシントンDCオフィス社の口座を経由して支払うとかという部分については、本来はワシントンコア社からしっかり直接支払うようなスキームが通常我々が委託業務の中で想定していることなので、改善を要する面があるのかなというふうに思いますが、それぞれの事情が——現地の事情に応じて工夫をしてきたものだというふうに考えております。

○宮里洋史委員 納税は明らかにDCオフィス社の支払いに該当するものを、委託業者が払っているわけじゃないですか。委託業者の原資というのは全て委託料でお支払いされていると思うんですけれども、じゃこの納税の領収書は実績報告に上がってきたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 実績報告の中に上がってきております。

○宮里洋史委員 領収書、納税の領収書。

○玉元宏一郎基地対策課長 納税の申告書と、小切手の写しで確認をしていると。

○宮里洋史委員 すみません、今改めて確認なんですけど、実績報告でDCオフィス社の納税の領収書は今まで実績報告で上がってきていたということでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託料の委託契約の実績報告の中で、納税に係る

経費が計上されて、ただ、その証拠書類は申告書と小切手の写しで確認をしているということでございます。

○宮里洋史委員 これいつから報告されていますか、実績報告書。

○玉元宏一郎基地対策課長 これまでもそういう納税の業務が発生している場合には、実績報告として上がってきております。

○宮里洋史委員 今僕が聞いているのは、DCオフィス社のフランチャイズ税の納付についての御質問なんですけれども、それですと当初の委託から把握されていたということですか。実績報告に入っているということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 初年度、平成27年度の委託料の証拠書類を今確認しましたけれども、DCオフィスインクのフランチャイズ税の——こちら領収書が確認できております。この2015年は、領収書が証拠書類として残っているのを今確認できました。

○宮里洋史委員 それは、法人の納税の領収書なわけですよ。これ当初からっておっしゃっていますけれども——例えば、当初年度が2016年かもしれませんが、これをもって基地対策課の担当職員は法人じゃないとなぜ言い切れたのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回のこの問題が議員に指摘をされて、その後、本庁の当時の担当職員なりにヒアリングをした結果としましては、現地に何らかの法人があるというのは認識をしていたということでした。ただ、それがいわゆる日本で言うところの株式会社に相当するような形態のものであったということについては認識がなかったというヒアリング結果を得ておりますので、何らかの法人があるということはそれぞれの担当者は認識しているということでございます。

○宮里洋史委員 前回の質問に戻るんですけど、僕ではなくてこの会派の質問に戻るんですけど、地方自治体がアメリカで子会社をつくれるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

地方自治法及び地方自治法の施行令においては、県が株式会社に出資した場

合には、当該株式会社の経営状況を議会に報告することとされております。そして、そういうふうに株式会社に出資することは、予定された規定は設けられております。そして、総務省に照会をしたんですけれども、それは地方自治体が外国に子会社をつくれるのかという意味の照会をしたんですけれども、外国の会社であっても、会社法の規定により日本の株式会社とみなされるものであれば、地方自治法の規定が適用され、経営状況を議会に報告する必要がある旨の回答がありました。こういう回答を踏まえると、総務省のほうでも地方公共団体が外国に会社を設立することは想定をされている。つまり可能であるというふうに考えております。

○宮里洋史委員 質問にさらに答えてほしいんですけど、僕が質問したのは、アメリカに子会社をつくれるかという質問です。会社をつくれるかではなくて、子会社ってずっと答弁されているので、子会社をつくれるのかということです。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほどお答えの中で、総務省に照会をしたというふうに申しあげましたけれども、そのときの照会の仕方で沖縄県が株式の100%を持つ形で子会社をつくるというような事例を出して照会をかけて、その結果として先ほどの回答だということを受けておりますので、子会社をつくることは可能だというふうに認識をしております。

○宮里洋史委員 総務省の部分ではなかったんですね、今の質問は。アメリカでということです。アメリカで法人を新しくつくる場合って、内国法人、いわゆる日本の法人の子会社としてつくるというのが通例だと思うんですよね。沖縄県の地方自治体——僕が質問しているのは、地方自治体がアメリカで子会社をつくれるのかってという質問です。法人をつくれるのか、法人を持っているのかという質問ではなく、そこ答弁をお願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 直接的なお答えになっているかちょっと分からない部分もありますが、沖縄県としては、子会社という定義としては50%を超える株式を持っているという意味合いだと思いますが、駐在のビザの申請に当たっても、この法人は沖縄県が100%株式を保有している子会社であるということを明記して申請をしておりますので、その手続の面では認められているというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 じゃ、今の求めます。地方自治体の子会社をつくれるかって

いうことを改めて求めます。

○玉元宏一郎基地対策課長 この法人を設立するに当たって、100%の株式を沖縄県が保有しているという形で設立をされて、米国の関係当局に申請をして登録をされておりますので、その意味においては、米国においても認められているというふうに認識をしております。

○宮里洋史委員 それでは細かい話を聞きます。

結局、この法人の形態は何ですか。例えば日本で言うと、株式会社、合同会社、合弁会社、様々ありますよね。一般社団法人もあるかもしれませんが——株式はないですけども。例えばCコーポレーション、Sコーポレーション、パートナーシップLLCとか、米国法人の法人形態があります。それを教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時、検討した結果として、Cコーポレーションとして申請をするというふうになったと認識しております。

○宮里洋史委員 分かりました。

これCコーポレーションでということなんですけど、Cコーポレーションの説明をお願いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 日本の文献を参考にしていることですが、いわゆるCコーポレーションは日本の株式会社と相当するというふうに解説がされております。

○宮里洋史委員 これ当時Cコーポレーションって知っていた人はどなただったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時の現地の駐在であったろうというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 このCコーポレーションなんですけれども、先ほど——ちょっと話は戻るんですけども、100%出資子会社ですって言っているのは、子会社って言わないといけない理由があったんだと思うんですね。今僕らが見ているのは、株式を持っている出資法人っていう見方もできますよね。沖縄県は

法人ではないから、地方自治体っていう法人だから、要は株式会社ではないわけだから。なぜ子会社って言い張るのか。そこはビザ取得に関わってくると思うんです。はっきり言います。なので皆さん、これは沖縄県が100%株を持っているから子会社って言い方をしていますけど、100%株式を持っている出資法人っていう捉え方もできませんか。いかがですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今の表現の部分について、内部でしっかり検討したわけではないですけれども、100%出資している会社という表現もあり得るかなと思います。

○宮里洋史委員 今の答弁間違っていないと思います。100%出資している会社、正解です。でもそれを子会社って言い切る理由を教えてください。沖縄県、出資法人は幾らでもあります。子会社ということは同じ業務をしているわけですからね。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもとしては出資の割合ですとか、50%以上は一応子会社に当たるといふようなことでそういう表現を使っておりましたけれども、いわゆる地方公共団体が子会社を持つことができるのかという視点を、そもそも法人の存在の性質の違いで子会社と言えるのかどうかという視点ではあまり内部で議論しておりませんので、もう少しシンプルな意味で子会社と使っているということでございます。

○宮里洋史委員 これ、子会社に派遣するからLビザを取ったと思うんですよ。そうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 Lビザはそういう本社から海外の支店に、アメリカの支店に転勤をするなどの場合に使われる就労ビザですので、ビザの視点から言うとそういうことになります。

○宮里洋史委員 改めて聞きます。

ここ大変重要なところなんですね。要するに、ビザの根拠の部分なんですけれども、当時いろんな専門家に聞いている、そして直接契約もしているみたいないろんな話今日も出ておりますけれども、これ何ていうんですか、地方自治体がアメリカで子会社を持てるというのを当時法人を設立するときには様々相談したと思うんですよ。それちゃんと確認は取れていますか。できるっておっし

やっていたんですか。もしくは、だからダニエルさんをお願いしてつくったんじゃないですか。いかがですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 平成27年当時の設立のときの経緯についてなんですけれども、まず委託業務に係る企画提案公募の提案の中に法人の必要性を示すものがあったので、まずその時点で可能性を認識していたということです。そして、契約をした後、4月8日以降、平成27年4月8日以降に、ワシントン駐在が現地で法律事務所等に相談をして、調整を重ねて、現地の法律事務所の弁護士が国務省内国歳入庁に照会をするなどして検討を行ったということでございます。そしてその検討をして、先ほど議員がお話いただいたようなLLCですとか、Sコーポレーションですとか、Cコーポレーション、このような形態があるけれどもどちらにするかということをも米国の現地の弁護士と現地の駐在で検討して、最終的にCコーポレーションというふうな形態で進めるということで決まったということでございます。

○宮里洋史委員 あまり質問に答えてもらっていないと思うんですけど、やっぱり地方自治体がこのCコーポレーションをつくれるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 実態として、地方自治体、沖縄県が100%出資をした形で現地にCコーポレーションを設立して、関係当局に申請をして登録されておりますので、そういう手続は完了しているという意味においては、設立できているというふうに考えております。

○宮里洋史委員 流れを改めて確認させてください。

発起人は、ダニエルさんですね。そして、その定款に書かれた役員が当時の所長と副所長ですよ。そして1000ドルだと。沖縄県は1000ドル出資の確認は取れていないわけですよ。意味分かりますよね。ダニエルさんが発起人として、この役員の名前を連ねてつくった法人を1000ドルとして沖縄県が譲渡を受けたんじゃないですか。いかがですか。沖縄県の名前は1個も入ってきていないわけですよ、設立時のあれには。教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

日本の会社法のところからちょっと御説明しますけれども、日本の会社法においては、発起人との関係なんですけど、発起人は設立に際して最低1株の株式を引き受けなければならないということになっておりますけれども、米国の会社

法においては、そのような規定はなくて、また設立時に出資金が払い込まれている必要もないというようなものになっております。そして、ワシントンDCオフィス社は、発起人となったダニエル・クラカワー弁護士による出資を受けることなく成立をしていると。かつ、ダニエル弁護士は発起人としての権利を全て放棄するということを宣誓して設立をしているということになっておりますので、その上で株式については沖縄県が引き受けるというような手続を取っておりますので——ちょっと譲り受けたかどうかという厳密なところが今もう少し確認が必要ですが、少なくとも誰か別の方がつくった会社を県が後から引き受けたというものではなくて、最初から沖縄県が設置をしたというような手続になっているというふうに認識をしております。

○宮里洋史委員 なぜもう少し丁寧な説明ができないのかなと僕は不安になるんですけれども、皆さんも分かっているはずですよ。沖縄県がつくるのであれば——沖縄の職員がつくるのかもしれませんが、法人なんでね。名前が必要じゃないですか。でもその場合、ビザは要らないんですか。日本人がアメリカで会社をつくる時にビザは要らないという答弁ですか。必要ですよ。お願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 ビザとの関係で申しますと、委員がおっしゃるように、Lビザを申請する際には、現地に法人をつくるために行く場合も含まれるということですので、そういう意味ではビザが必要ということになるかと思えます。

○宮里洋史委員 すみません、答弁、明確に願います。

ということは、ビザがなくてもアメリカで法人がつくれるんですか。個人でも法人でも団体でも。教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 アメリカの中で会社をつくるのか法人をつくる、Cコーポレーションをつくるということについては、それが何ていうんでしょうか、ビザと直接的に——ビザがなければいけないとかっていう意味の関連性があるというのは、私たちはちょっと認識していません。

○宮里洋史委員 すみません、法人をつくるということは、人が必要ですよ。アメリカの法人をつくるということは、アメリカのビザを持っている人が必要なんです。そこの答弁を願います。今の答弁だと、ダニエルさんが発起人になった——ダニエルさんはもちろんビザを持っていますよ。発起人にな

ったけど、完全に沖縄県がつくっていますっていう答弁じゃないですか。僕が言っているのは、ダニエルさんがつくって沖縄県が譲り受けたんじゃないですかっていう質問なんです。だってつくれないんじゃないですか。教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 米国の会社法の書籍の表現を引用しますけれども。会社の設立手続のところの記述なんですが、発起人は1名でも複数名でもよく、また個人または会社等のいずれでも差し支えない。ここで括弧書きで、外国人、外国の会社等でも問題ないというふうにされておりまして、実務上は手続の簡素化のため、弁護士等が発起人として会社を設立し、株式の発行までの手続を行うケースも見られるというふうに記載がされておりまして、何ていうのでしょうか、外国の者でも設立できるというふうな解説かなと思います。

○宮里洋史委員 今、すみません——今、おかしいですよ。今のは、弁護士代行できるっていう部分じゃないんですか。弁護士のビザ——ビザの話も答弁もありませんけど、弁護士がつくって渡すことができるっていうのじゃなくて、今弁護士が手伝いできるっていう意味じゃないですか。

だから言っているじゃないですか、沖縄がアメリカに会社をつくる時に、職員か誰か発起人が必要ってなったときに、ビザが必要じゃないですかって聞いているんです。だから、ダニエルさんはアメリカの人だからビザを持っているから、ダニエルさんがつくって渡したんじゃないですかっていう質問なんですよ。でも、沖縄県が全部つくったんですって言い切るから、じゃビザ要らないんですかっていう質問には答えないじゃないですか。ちゃんと教えてください。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から宮里委員に対して質問の趣旨の確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほどちょっと書籍の記述を引用させていただきましたけれども、会社の設立については、外国人、外国の会社でも問題ないというふうに書かれておりまして、この解説の中ではビザのあるなしですとか、

ビザの種類とかそういうビザに関する記述がこの中にはちょっと見当たらず、つまり我々としてはビザとの関係を内部で議論してこの考え方を整理したことがないので、今ちょっと正確なお答えが難しいかなというふうに思います。

○宮里洋史委員 やっぱりダニエルさんがつくって譲り受けたんじゃないかということは、明確に否定されているということですのでよろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 発起人がこの会社を所有しているという立場にはないので、発起人が譲り渡すという行為ができるものではないというふうな認識の下に先ほどのような答弁をしております。

○宮里洋史委員 じゃ、僕がパスポートで今からアメリカに行って、アメリカの法人をつくれるという答弁ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 正直なところ、個別にできるできないというような……。ちょっと宮里洋史委員ができるかどうかについてはなかなか答えが難しいと思うんですが、今現時点で沖縄県は株式会社を設立して、100%出資をした形で子会社というふうに位置づけておりますので、それができているという事実がありますので、それはできるものだというふうな認識を持っているということでございます。

○宮里洋史委員 これが誠心誠意、真摯な答弁ですか。お願いします、ちゃんと教えてください。結果できているじゃなくて、どうやってつくっているかというのが大切じゃないですか。ずっと与党の議員の先生方の質問でもありますよ。書類がなかった。結果がどうあれ、過程を聞いているんですよ。過程の検証が百条委員会ですからね。だから、明確に後日でもいいです。答弁ください。どうやって法人をつくったのか教えてください。それは、沖縄県が100%出資というのであれば、でも法人って名義人が必要ですよ。玉城デニー知事がっておっしゃっていますけど、当時発起人はダニエルさんで、役員として名前が書いてあるのが1代目、2代目ですよ。玉城知事の名前は出てこないんですよ。だから、じゃ、どうやって法人登記したんですか、1000ドル。その経過をちゃんと教えてください。日本人がアメリカに渡ってすぐ法人をつくれるのかどうかも含めて教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 申し訳ありません。今正確な形で示せる情報が手

元にございませので、改めて御説明させていただけたらと思います。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から沖縄県が米国でどのように法人をつくったのか説明した資料の提出について要望があり、執行部から対応したいとの回答があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 共通認識を持ちたいんですけれども、Lビザを取得するためには子会社に派遣するっていう手続が必要だったんです。だから、子会社って言い切っていると思うんですよ。だけど、見方を変えれば、株を持っている出資法人っていう見方もあるわけで、子会社と言い切れない部分もあるはずなんです。だからそこを整理してほしいということの質問ですので、どうかよろしく願いいたします。

次の質問に行きます。

非弁行為について質問したいと思うんですけれども。コア社の回答で——先ほど高橋誠議員からもありました、通常の業務を聞いていますね、これ我々。DCオフィス社の様々な運営支援を担っていたのか、また具体的に担っていた業務とは何か伺うと。もう9年委託を受けているわけだから、それはもう通常業務ですよ。通常の委託、定期委託です。その中で書いてあるのは、FARA登録の維持や事務所登記維持及びビザ申請に係る弁護士事務所とのやり取りに係る御支援、税申告に係る会計事務所とのやり取りに係る御支援、これについてなぜ非弁行為に当たらないって言えるのかお聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

弁護士事務所、また会計事務所——弁護士事務所に絞って申し上げると、資格を持っている弁護士ができる業務があって、資格を持っていない人は弁護士ができる業務をしてはいけないというのが非弁行為の基本的なところだと思いますけれども、ワシントンコア社が行っている業務は、法律事務所、また弁護士と沖縄県との間に立って、沖縄県が日本語でこういうことをしてほしいとか、アドバイスを受けたいというようなことを英語に翻訳して先方の弁護士事務所に伝えて、弁護士事務所からの回答を日本語に翻訳して沖縄県に伝えると。そ

ういう翻訳とか通訳の業務を主に行うことを想定して支援をしているというふうに言っているということだと思います。

○宮里洋史委員 それではなぜ通訳とか事務サポートって書かないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 通訳とか事務サポートと書いたほうがより明確で分かりやすいかと思いますが、それはワシントンコア社の表現の仕方といいますか、そういう弁護士とか会計士とのやり取りの中での業務を支援しているというふうに包括的に一言で表現をしたいというような意味合いかなというふうに思います。

○宮里洋史委員 これは僕はコア社のミスだと思っております。なぜなら、積算明細の中にFARA報告とビザのサポート業務って書いていましたよ。非弁行為っていうのは、先ほどおっしゃられているように資格がない人がやっているっていう弁護士——やっていると言っています。資格がない人たちがそれを明記して上乘せして委託料を請求しているんですか。沖縄県は非弁行為に対して報酬を支払うことは可能なんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 もちろん非弁行為についてはやってはいけないことですので、もしそういうことがあれば沖縄県が報酬を支払うことはできないということになりますけれども、先ほども申し上げたとおり、ワシントンコア社が行っている業務は、非弁行為とは必ずしも言えないというふうな認識であります。具体的な業務としては、法的助言を沖縄県に行って、コア社として行っているのではなくて、法的助言を行える弁護士事務所の助言を日本語に翻訳をして、沖縄県に伝えると。そういうような業務でサポートしているというふうに表現しているというふうに考えております。

○宮里洋史委員 それでは2015年のメールに行きたいと思うんですけれども。山里さんが中阪社長に返しているメールです。「メモありがとうございます。よく理解できました。(2)で進めてください。」。その(2)の中身には、事務所としては現金などを受けない限り税金はかからないが、毎年提出する必要がある云々って書かれているんですよ。これ税務申告ですよ。この法人設立についてもこういう感じでずっと書いているわけですよ。これ非弁行為じゃなくて何なんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 そのメールのやり取りが象徴的かもしれないんですけども、内容については、現地の弁護士事務所なり会計事務所が沖縄県に向けて話していることを日本語に翻訳をしてメールで返しているというようなことだというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 それでは山里さんは中阪社長とは書きませんよ。整理してつなげてくれた。それは翻訳であろうが何であろうがそれは翻訳じゃないんですよ。整理して順序立てて説明した時点で非弁行為なんですよ。個別具体的なことを伝えるっていうのは。そうじゃありませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 確かに、言語も違いますし、表現の仕方というのは少し変えたりする場面があるかと思いますが、ただ本質的に法的な助言の内容はあくまでも弁護士事務所、会計事務所からの情報を駐在のほうに分かりやすく説明をしているという認識でありますので、もし私どもの認識が誤っていて、仲介をするワシントンコア社が新たな情報を付加していたりとか、そういうことがあるのであれば、そういう疑いがあるということになるかもしれませんが、私たちの今の認識としては、法的助言を分かりやすく日本側に伝えているというふうな認識でございます。

○宮里洋史委員 FARA報告事業だったりとか運営支援、ビザ申請運営支援って僕ら見ていますよ、もう。じゃあの内訳で完全にワシントンコア社の手伝い料を除いて完全に切り離して法律事務所にお支払いしたって確認取ったんですか。非弁行為じゃないというのであれば、再委託というのであれば、確認は取りましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ちょっと趣旨がもしかしたら理解し切れていないかもしれませんが。弁護士事務所ですとか会計事務所に再委託という形で委託しておりますので、その再委託した業務の内訳ですとか、そういうことも含めてどのぐらいの金額を弁護士事務所に払ったかというのは、私たちとしては把握しているという認識です。

○宮里洋史委員 把握している。

○玉元宏一郎基地対策課長 はい。

○宮里洋史委員 要するに、非弁行為をちゃんと見ていくと、ワシントンコア社が運営支援事業の中でこういった項目を載せて報酬を受け取ってはいけないという認識ですよ。だって弁護士に照会して相談してお金をもらってはいけないんですから。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃられるような上乗せをしてっていう部分については、その上乗せをしている業務が弁護士事務所とか会計事務所が行うような法的な助言ですとか、会計的なサービスに係る業務を行ってそれで県から報酬を受けている場合には、それはそういう非弁行為に当たると思いますがけれども、先ほどから申し上げているのは、そういう法的な助言そのものではなくて、それを英語から日本語に翻訳をするとか、翻訳サービスの部分について彼らはそれについてマンパワーを使いますので、それにかかる委託料は我々のほうからも支払っているというような認識でございます。

○宮里洋史委員 じゃ、それを証明してください。例えば、このメールも翻訳したっていう証明をしてください。支払いも運営委託業務からお支払いしてなくてちゃんとDCオフィス社として支払っています。ビザもFARAもっていう証明をしてください。ワシントンコア社はこれをサポートすることによって、収入を上げていない証明をしてください。お願いします。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から質問の趣旨の再確認があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託料の——これは実績報告を受けている中の人件費の内訳という資料が手元にあるんですけども、その中に、例えば事務所設立に関する弁護士への問合せが何月何日に0.5時間とか、あとその2日後に、弁護士への問合せとか決算書に関する会計士への問合せで1時間費やしていますというような意味で、時間数が日にちごとに計上されているという資料がございます。そういうものは何度か監査委員とかには提出をしているものになります。そういう意味でよければお示しできるかもしれないと思います。そういう資料がございますので、御提供できると思います。

○宮里洋史委員 お示し願いたいんですけども、通常それで相談に乗ってお金をもらっていますというのは違法ですよ。非弁行為って。意味分かりますか。士業に対してその業務の相談を持った、間をつないだ、それで報酬をいただくというのは、非弁行為なんです。だから、違法なんです。それに委託料を支出することはできないはず。だから直接契約に切り換えているわけですよ。なので、僕が言いたいのは、その支払い分は支払いできないので、不当利得請求権の対象じゃないですかって聞きたい。

○玉元宏一郎基地対策課長 その入り口のところで私たち執行部と委員の中で見解の違いがあるかと思えますけれども、今、ワシントンコア社が計上している委託料として受けた業務については、私たちとしては非弁行為に該当するものとは必ずしも言えないと。あくまでも県からの日本語からの問い合わせを英語に翻訳をして、会計事務所、弁護士事務所に提供してというそういう業務を行うのに必要な時間が計上されているというふうな認識ですので、まず入り口のところで非弁行為に当たるかどうかというところは、我々はそうではないという認識ですので、ついては不当利得とか返還請求権というところにもつながらないということになると思います。

○宮里洋史委員 じゃ今、実績報告の中で、税理士に問い合わせました、弁護士に問い合わせましたっていう時間は、県はコア社から委託料として請求されていないという答弁ですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 今申し上げた0.5時間とか1時間とかっていう数字は、委託料の実績報告として私たちのほうが受けている数字ですので、それは委託料として支払っているというものになります。

○宮里洋史委員 何かちょっとずれているんですけど、非弁行為って何ですか。改めてお聞きします。非弁行為って何ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 一般的に簡潔な表現で申しますと、弁護士が行うことができる業務、これは資格がある弁護士にしかできない。ある意味では。資格を持っていない者がその行為を行うことが非弁行為ということで禁止されているということだと認識しております。

○宮里洋史委員 実績報告の中では、今言った弁護士に相談している時間ってあったんですけど、そもそも積算を前見たときに、事務運営事業とFARA報告とか、あれ分けていませんでしたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託事業の最終的な実績報告の内訳があるんですけども、それを見ると、例えば運営支援では駐在員のビザ関連の支援に関することですか、あと米国の確定申告などの対応支援とかがその項目としてありますし、あとはFARAか——すみません。活動支援の中では、FARA関連業務の支援というような項目がありますので、分けているという意味では分けているというふうに思います。

○宮里洋史委員 委託業務仕様書の中にビザ取得とか何かいろいろあるんですよ。分かっている、今の実績報告である。これは、そういった人たちに相談することも業務として委託料をいただいていますという証明じゃないですか。それを非弁行為じゃないよってというのは厳しくないですか。もう言っちゃっているわけですよ。仕様書にも書いているし、実績報告書にも書いているんですよ。これ非弁行為に対して公金は支出できないわけだから、すみませんねと、今までこうだったけど間違っていたので、返還請求を求めるような内容じゃないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 仕様書とか実績報告の中で今申し上げたようなFARAの支援とか、確定申告とか、そういう項目は区分分けされているんですけども、そのそれぞれの区分分けの中でその区分分けの業務は全てワシントンコア社が人件費で行っているわけじゃなくて、この中で外部委託が発生してくるわけですね。その大部分、もしくは半分ぐらいが外部委託化されていて、その弁護士事務所との翻訳サービスを提供する人件費が同じ項目の中にワシントンコア社の人件費として出てくるというふうな計上の仕方になっておりますので、その項目が書いていることをもってそれが全てワシントンコア社が法律的な助言を弁護士に代わってしているということが明らかであるというふうな意味では捉えていないという認識です。

○宮里洋史委員 非弁行為の中身は、照会して報酬をもらうことも入っているんですよ。相談して仲介してお金をもらうことも入っているんですよ。これ入っているんですよ、実績報告に。それをもっても大丈夫って言えるんですかって。

○玉元宏一郎基地対策課長 相談をして照会をしてっていう業務だということなんですけれども、照会については先ほども申し上げたとおり、定期的に反復的に行う業務として行うことについては非弁行為に当たるっていうふうな定義を我々としては当てはめた上で、照会については当たらないというふうに考えているのと、相談といったところなんですけど、相談はあくまでも沖縄県が行うわけで、それを日本語から英語に翻訳をするとか、そういった業務をワシントンコア社が担っているという認識ですので、そこでちょっとなかなかかみ合わなくて申し訳ないんですが、そういう認識で捉えているということでございます。

○宮里洋史委員 照会だけじゃなくて定期相談に乗って、それで人件費を計上している時点でもう非弁行為なんです。それでお金をもらっているわけですから。だからなぜそこを認められないんですか。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から宮里委員に対して執行部側との間で認識の違いがあることを確認した上で、次の質問に進むよう促した。)

○座波一委員長 再開いたします。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 次の質問に行きます。
令和2年11月26日の聞き取りです。ワシントンの職員に対する聞き取りなんですが、これはどなたが行ったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 令和2年11月の文書については、誰が行ったかということについては、私が当時基地対策課調査班長だったときに行ったものでございます。

○宮里洋史委員 ほかにそれを共有している人、聞き取りした人はいませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 聞き取りの実際の作業は、私と当時の担当職員の2人で、聞き取り対象者のもとに行って聞き取りをしているという状況になり

ます。

○宮里洋史委員 上司への報告は行いましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 11月26日に1度当時初代副所長だった山里などから聞き取った内容については、当時の参事兼課長、今の溜公室長ですが、あともう一人その当時の課の副参事の2人に報告をしております。

○宮里洋史委員 この内容なんですけれども、山里課長は株式を発行したり、資金が動くといった実態はなくてあるんですよ。この2つ。株式取得って、まず資金の実態が基本——日本においてですけど、とっても大事なんですよね。証明なので。まずこれはずっとないですよ。ずっと今もないんですよ。資金ないわけです。それで、発行したりしていないって書いてあるんですよ。当時発行していないって聞いたんですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 聞き取りをした内容——我々の聞き取った側の、何ていうんでしょうか、メモとして、残して今回提示させていただいておりますけれども、そのように聞いたということで書いておりますが、この資料については、当初黒塗りをさせていただいていた理由は、通常公表することを想定して聞き取った場合、聞き取りなどしたりとか、あと会議の議事録などを作る場合には、発言した相手方に確認をした上で出すんですけれども、当初からそういう何らかの形で公表をするっていうことを想定しているメモではなくて、当時相手方にもそういうことを言わずに、まずちょっと話を聞かせてくれということで書いたメモで、書いた後も本人にこれで合っているかどうかという確認はしていないものでしたので、正確性が担保できないってことで、当初黒塗りにさせていただいていたという経緯があります。その後、議会から議長名で再度開示請求をいただいて、百条委員会の趣旨に照らしてできるだけ開示できるかどうかの検討をするということになったときに、それぞれの発言者に、この内容が当時の発言者の意図と合っているかどうかということと、開示することの可否について照会をかけさせていただきまして、結果としては開示することについてよしという人、また事務局に任せるという人っていうことがあって結果的には開示しているんですけれども。ただ、その内容については、この部分はちょっと自分の意図と違うとか、そういうのは個別には少しずつ出てきているものなので、そういう前提で見ていただく必要があるメモだというふうに思っております。このメモについて私たちは聞いたと、考えていること

をそのまま書いたというような内容になります。

○宮里洋史委員 これ発行したりしていないって言っているんですよ。でも、株券僕らのデータにありますけど、これ後からつくったってことですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時の聞き取り対象者がこういうふうに発言したということでメモしているんですけども、それが正確かどうか担保されていないので何とも言いづらいんですけども、今、私たちが株券が実際発行されているっていうのは確認をされていて、それはこの設立当時に発行されているというふうに聞いておりますので、後からつくったってということではないと思います。

○宮里洋史委員 これ我々が答弁で聞いているのは、弁護士事務所にあった、金庫に保管されていたってあるんですけど、これ郵送された証拠ってあるんですか。沖縄県に郵送されているはずですよ。

○又吉信基地対策統括監 昨年の12月にワシントン駐在がこの法律事務所のほうから取り寄せて、ワシントン駐在から送られてきた封筒があります。

○宮里洋史委員 この紙なんですけれども、僕ら一応見せてくれって言っているんですけど、見れますか。株券。

○又吉信基地対策統括監 今実際には、財産登録から抹消手続をしているんですけども、原本自体はこちらのほうで持っていますので、まだ廃棄処分をせずにですね。見せることは可能です。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から株券の原本と郵送の封筒が今手元にあるとのことで、その場で委員の閲覧に供された。)

○座波一委員長 再開いたします。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 次、運天さんの質問取りの聞き取りの中では資金のやり取り

はない、債権があるわけではないっていう話があったんですけど。また、Lビザを取るために民間会社必要。地方自治法との整合性を取ると、事務所を設置することが厳しい、非常に黒、非常に黒、グレーだという発言もあって、謝花副知事には話したから知っていると思うっていう発言もあります。先ほど言ったら、聞き取りした本人として当時の玉元班長、そして当時の溜課長、今の知事公室長。

知事公室長、なぜこの話、報告を受けて、会社って知らなかったって本会議で答弁しているんですか。

○溜政仁知事公室長 先ほど課長から答弁があったところで、令和2年の11月に基地対策課長であった私に報告をしたということでございますが、私自身としては、資料に基づいて説明を受けたという記憶がないため、昨年10月の24日の前に報告を受け、状況を把握したというふうに答弁したところでございます。

○玉元宏一郎基地対策課長 ちょっと補足ですみません。

今の資料についての補足の答えなんですけれども。私が当時の溜参事——課長に報告をした資料は、最初の1枚紙っていうんでしょうか。11月26日のワシントン事務所の法人登録についてという1枚紙です。これは課内の会議テーブルで直接対面をして、この1枚紙を示して、こういう状況があって引き続きちょっと事実確認しますっていうことを報告をしたというものです。あとの2枚、金城参事監と当時の運天参事監への聞き取りのメモはその後に行いまして、これについては実は当時、翌日には11月議会の代表質問がもう通告されるっていうようなタイミングでした。すごくバタバタしておりましたので、ペーパーをつくった上で、当時の課長と副参事の机には置く形で共有はしたというものになります。直接対面で説明したのは最初の1枚の資料ということになっております。

○宮里洋史委員 分かりました。以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 お疲れさんです。昨日の質問取りでですね、私、郵送記録ないかという確認取ったんだけど、これありますね。ちゃんと。それ確認を取りたかったんですけど。なぜないと言ったんですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、その担当職員に聞いてみたんですけども、この封筒を必ず保管するというルーティンといたしますか、基本動作は我々の中ではあまりなくて、処分することも多いものですから、目の前にある、残っているという確信がなかったので、処分しているかもしれないというような趣旨でお伝えしたということでございます。

○仲里全孝委員 我々は1つでも、少しずつお互いに改善しようねということで、去年の10月から皆さんと足並みそろえてやっているんですよ。

そうすれば、こういったのがないと質問もできないし、封筒でも何かないですかと言ったら、改めてもう破棄しているかないか、どこに置いているかないって答えたんですよ。しかしですね、徳田議員にはあるって答えたらしい。今しか聞いてないんだけど。何かちょっと、いや、何かあるのかなと思ってね、僕はちょっと中身をちょっと聞きたかったものだからそうやったんですよ。

ちょっと確認させてください。これは有価証券ですか。有価証券に当たりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 一応区分としては有価証券に当たると思います。

○仲里全孝委員 受取人は誰だったんですかね。どの課で誰が受け取ったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 基地対策課の担当職員が受け取っております。

○仲里全孝委員 ここの中にいます。受け取った方。

○玉元宏一郎基地対策課長 おります。

○仲里全孝委員 これ有価証券だから、受理を受理のサインされていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 覚えていないということなので、そういうことになると思います。

○仲里全孝委員 これが実際ですね、私が確認した方、株券かどうか、有価証券で送られてるはずなんですよ。それには、ちゃんとした身分も提示してです

ね。誰々のどこから来たのかというのを確実に、受け取りするときにサインされていると思うんですよ。どうなんですかね。これですね、株券ですよ。

当初皆さん、株券、これまでの参考人にいろいろ聞いたら、もしかしたら株券、県庁にあるんじゃないかなあという方もいたんですよ。

それが当初は皆さんに、12月27日頃に届いたって言ったんだけど、これ、いつ届いてますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 県庁に届いたのが、12月、昨年12月18日でございます。

○仲里全孝委員 毎日、日付違うね。2か月前は27日、昨日は13日って言ってますよ私に。今日は18日。これ日付ちょっと確認したかったんです。大事な書類だから。それはいいんですけども。

これですね。当初の申請者が山里さんになっていますよね。山里さん。当初に、株式会社法人組織を設立してるのにね、これまでのやり取りで、この書類、株券を見たこともない、そう答弁してるんです。今まで。本人が。何でいきなりこれ、出てきたんですかね。誰が探したんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 昨年度からの一連のいろいろ質疑なり、問合せを受けて、県から当時のワシントン駐在に、株券のあるなしを調べてもらったところ、駐在が弁護士事務所にまた改めて照会をかけたところ、弁護士事務所に保管されていたということが分かったということでございます。

○仲里全孝委員 これ重要書類ですよ。重要書類。県庁職員がこの重要書類の保管を何で怠っていたんですか。これまで。8年間も。去年の10月、12月、皆さんは答弁していないですよ。うちのほうに。どこどこにあるって。いきなり見つかっているから。

これ重要書類なんですよ。財産ですよ。県の。私はね、当時はね、こういった財産は、県庁内にあると思っていたんですよ。やっぱりいろいろ質問取りをしているとこれまでですね、参考人からも、いやこれは県庁にあるんじゃないかなという人もいたんですよ。

そしたら年が明けたら、12月に郵送されたって言っているんですよ。27日と言ったり、13日と言ったり、今日は18日に届いたって、こう言っているんですよ。だからこれ実際は県庁内にあっただんじゃないですか。これ財産ですよ、財産。1000ドルだって皆さんが出資したわけでしょ。領収書はないにしても。

それに2015年からどこの弁護士事務所が保管していたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 保管をして昨年発見されたその弁護士事務所はシルマン・ロジャース法律事務所となります。

○仲里全孝委員 この発見した経緯を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほどの答弁と少し重なるかもしれませんが、昨年、この一連の問題が議会から追及、指摘をされて、株式を発行している法人があるということが分かったところで、株券の存在についても確認をしたところ、それは具体的には、当時のワシントン駐在が法律事務所にも問い合わせをしたところ、法律事務所に保管されているということが分かったということでございます。

○仲里全孝委員 なぜ法律事務所が、8年も9年も保管してたんですか。沖縄県の財産ですよ。なぜ法律事務所が管理していたのか。

これね、私がなぜ聞きたいかというのは、この株券を申請したのも、県庁の職員が申請して株券を作成しているんですよ。後で話をするんだけど、株式会社の件もね、県庁職員がやっているんですよ。

皆さん、その方とこのいきさつ確認しましたか。

山里さんが申請しているでしょ。山里さんと確認しましたか。通常、山里さんが保管していてね、次の所長に引渡しするのが普通じゃないですか、あるいは皆さんが保管するかどっちかじゃないですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

3月か4月にこれ、山里さんのほうから私は聞いたんですけども、山里さん、この原本を見るまで、自分のサインがあること自体分からなかったということで、自分としてはそういうふうにサインした記憶がないというようなことを話していました。

○仲里全孝委員 統括監、そう言われたら私も何を聞くかね、記憶にございませんで。これ、重要書類なんですよ。公務員として重要書類のね、管理の方法あるんですよ。これ抵触しないですか、皆さん。公務員法に抵触しないですか、皆さん。重要書類の管理。これ財産ですよ。いきなり12月に送られました。追認しましたと。これ、財産かどうか、どこで認めたのこれ。いや今記憶にない

と言うぐらいだから、本人が作っていないんじゃないの。本当にこんなこと言う職員が。僅か10年前につくって。つくってこれ財産なのに。そういう出資金もされている財産でしょ。これを皆さん財産目録に追認したわけでしょ、12月に。これ財産ですよ。だから私はね、当初から皆さんに聞いているのは、県庁内の他のどこかにね、金庫かどこかに保管されているんだと思っていました。

しかし、いきなり今年に入って、郵送されたっていうもんだから。ましてやこれアメリカの民間会社、法律事務所に保管されていたわけでしょ。そこまで皆さん確認も何もしなかったっていうのは不思議じゃないですか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

県、本庁のほうとして、この株式会社に相当するかどうかというのは、去年の決算のときに、いろいろ質疑があってそれから調べ始めたものですから、それからやっていくと、先ほどあったようにCコーポレーション、これが株式会社に当たるかどうかというところからですね、総務省とかに確認しながら、日本の会社法上で、近いものがあればそれに類するという形であったものですから、そこで初めて、本庁のほうとしては、株式会社であるというような形で認識を持ちました。その時に株式会社という認識持ったものですから、じゃ株があるだろうというところで、調べていって、株券1000ドルが発行されてるというところから、探していったというところからでございます。

○仲里全孝委員 だから統括監、記憶にないって言うものだから、これ本当に皆さんの財産なのかなと疑っているんですよ、私は。本来作成した人がね、財産であるんだったら、重要な書類だったらちゃんと保管しますよ。誰であっても。皆さんの課じゃなくても、他の課であってもちゃんと財産だから保管していますよ。

そこでちょっと確認します。法人組織で口座開設したと思うんですけども、開設した方を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 平成27年当時に、口座を開設したのは当時のワシントン駐在の所長にあたる平安山氏と副所長にあたる山里氏の名前でサインがされております。

○仲里全孝委員 この口座は誰が指示をしたんですか。口座開設するの。口座開設をするのは誰が指示をされています。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時ですね、法人を設立をしていく過程の中で、現地のワシントンコア社または現地の弁護士事務所と相談をしながら進めてきたというふうに考えております。

○座波一委員長 ごめんなさい。

一旦ね、休憩にしようね。2時間経過しているのです。これ継続質問をしますから。20分間休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時44分再開

○座波一委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 先ほどのですね、口座の開設する手続について、ちょっと確認させてください。

これ法人の口座開設でありますので、手続する場合にですね、原則として書類の提出要件を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 銀行口座の開設に当たっての添付書類なんですけれども、その法人の存在を証明する資料として、定款ですとか総会の資料ですとかそういうものをつけるというふうになっております。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から当該資料の内容を教えてくださいの発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 後で、資料をください。

その場合にですね、これ法人でありますので、沖縄県の口座ですよ。その場合、決裁が必要だと思うんですけど、誰が決裁したんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時、もう委員も御存じのとおり、この法人の設立について、書類で意思決定はなされていないような状況でございましたので、口座開設についても、県庁側での決裁とかはなされていないです。

○仲里全孝委員 口座を開設したのは誰ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時の駐在の2人が名義人となっております。

○仲里全孝委員 その2人に、この口座開設のいきさつ確認取っていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 口座開設……。去年からの聞き取りの結果として口座開設に対しての作業が――作業に携わったというような聞き取りの結果があったと記憶していますけれども、そういうようなものになります。

○仲里全孝委員 聞き取りでも何でもいいですけど、本人たちに確認取っていますかということです。

○玉元宏一郎基地対策課長 すみません。先ほどのちょっと、答弁をですね、訂正させていただきます。申し訳ありません。

先日の6月議会のときに、当時の駐在2人に、口座開設についての確認をしたところ、当時のことを覚えていないという回答だったということでございます。

○仲里全孝委員 本人たちにいつ確認取ったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 日付は正確にはちょっと今出てこないんですけども、6月議会で仲里委員の質疑を受けるということになったところで確認をしているということでございます。

○仲里全孝委員 この口座は沖縄県のものですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 沖縄県というよりは、ワシントンDCオフィス社の口座であります。

○仲里全孝委員 だからそれはこの口座は沖縄県のものですか。申請者は誰で

すかと聞いているんですよ。

沖縄県のものでしょうか。勝手に職員が開設して、法人の口座を開設したんですかって聞いているわけ。

○玉元宏一郎基地対策課長 その口座を開設した当時の状況としましては、現地の弁護士事務所とか委託事業者と駐在との調整の中で、法人の口座が必要だということで、現地の対応として口座を作っておりますので、その時点で沖縄県、県庁側はその法人の口座を作っているってことは、承知していなかったという状況だと思います。

○仲里全孝委員 関わりないということですか。沖縄県の関わりはないということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この口座を開設した時点では承知していなかったんですけども、その後ですね。平成27年の7月10日付のワシントン駐在から県庁に向けての業務報告の中で、事務所のDC特別区への法人登録及び銀行口座の開設は完了という記述がありますので、この時点で本庁に報告されているということでございます。

○仲里全孝委員 そのときの聞き取り、皆さんのアクションはどういうふうに取ったんですか。7月10日の時点で。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、申し上げた7月10日の報告は、何ていうんでしょうか、文書、報告書の形で、本庁に届いているのが確認できているんですけども、その後どういうアクションをしたかということについては、今、当時の関係者とかに聞き取りをした結果としては、皆あまり覚えてないということで、はっきりとしたことは分からない状況です。

○仲里全孝委員 口座はありますか。

口座開設されていましたが、口座開設されていなかったか。答弁ください。

○玉元宏一郎基地対策課長 口座は開設されていると思います。

○仲里全孝委員 だから、この口座確認を取ったのはどこのものですかかって聞いているんですよ。私は。どこのものだったんですか。

約1年前に分かったわけでしょう。7月10日ってことは。半年前に分かっていうことでしょう。

皆さんこれ書類とかみんな調べているわけでしょ。私も持っているんだから、皆さんの書類で。どこの口座だったんですか、これ。勝手に職員が自分のプライベートでアメリカ行くからアメリカで口座つくっているんじゃないでしょう。どこの口座だったんですか、この開設したのは。法人でもあるのに。

○玉元宏一郎基地対策課長 法人の口座をつくったのは平成27年の5月、ちょうど10年前ぐらいの5月なんです。その後、沖縄県庁のほうに報告があったのが、同じ平成27年の7月10日に報告があったということで。誰の名義かという意味で申しますと、ワシントンDCオフィス社、会社の口座となります。

○仲里全孝委員 これ口座の開設者、誰ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時の駐在、ワシントン駐在で現地に滞在している職員2人の名前で開設されています。

○仲里全孝委員 沖縄県の職員が、法人の口座を開設するときに、勝手に個人でできますか。開設できますか。イエスかノーかお答えください。

○玉元宏一郎基地対策課長 平成27年5月に、ワシントンDCオフィス社という会社を設立をして法人登録をしております。で、口座をつくったのはその翌月の6月になりますので、法人の職員、会社の職員として、口座をつくったという会社の職員の身分で、口座をつくったということになると思います。

○仲里全孝委員 会社の職員の身分といった会社の2つ身分持っているわけでしょ。現職の公務員でしょう、地方公務員。私の質問は地方公務員が、法人組織の口座を開設するときに、勝手に自分で開設できるんですかって聞いているわけ。法人の口座。

○玉元宏一郎基地対策課長 少しちょっと答弁が重複気味になって恐縮なんですけれども、ワシントン駐在が平成27年4月に現地に赴任をして、その後、5月には株式会社に相当するワシントンDCオフィス社を設立しています。その役員にこの2人がなっていると。その後、この役員の立場で、現地の銀行口座をつくったということになっております。

○仲里全孝委員 だからこれは沖縄県と関係ないわけでしょう。関係なくて、口座を開設しているの。沖縄県の職員として派遣されているから、県職員が開設したわけでしょう、所長と副所長で。当時の所長と副所長誰だったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 所長が平安山というもので副所長が山里というものになります。

○仲里全孝委員 聞き取り調査の結果教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど、職員に聞き取りをした結果として申し上げたのがですね、山里のほうはありまして、山里のほうは、銀行口座を開設したことについては覚えていないということでした。

○仲里全孝委員 平安山さんは確認取りましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 平安山さんについては、今年の6月議会の時点の聞き取りでは、聞き取りができておりません。

○仲里全孝委員 なぜ去年の7月10日に分かりながら、2人に確認取らなかったんですか。なぜ平安山さんには確認取っていないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員、銀行口座とかの存在について分かったというところは、先ほど7月と申し上げたのは、平成27年の設置当初の7月と申し上げていまして、今回こういう法人設立についての問題が判明したのは、10月から11月にかけてだと思いますけれども。そこから先の我々の取組としては、平安山さんにはこの銀行口座については確認しておりません。

○仲里全孝委員 だから課長、なぜ平安山さんには確認取っていないんですかというの。山里さんには確認取ったって聞きました。平安山さんなぜ確認取っていなかったんですかって。

○玉元宏一郎基地対策課長 山里については現職の県にいる職員ですので、すぐにアポイントを取って聞けるということもあって、聞いているんですけども、平安山さんの場合は、この問題が分かったときに、分かった後に連絡を取

って、聞き取りなどは一定程度しているんですけども、その時に口座開設のことについては、聞いていないという状況です。

○仲里全孝委員 だから、なぜ確認取っていない。なぜかというよね。この開設したときの書類は確認取ってます。書類見ましたか、書類。開設したときの書類。うちもコピーをもらっているから。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から開設に係る書類についてなぜ平安山所長に確認を取らなかったのか、との質問の趣旨説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長 こういう形で質疑を受けていくと、取っていたらよかったんだと思うんですが、当時はそこに思いが至らなかったということだと思います。

○仲里全孝委員 あのね、課長。非常に不思議な点があるんですよ。これ、法人のね。アメリカであっても日本であっても、法人の口座を開設するときには、必ず法人の証明書とか設立者、これあるんですよアメリカもどこでも、これ提出されてる時点でね。ここ皆さんが株式会社設置してるのは、もう百も承知なんですよ。

8年経っても9年経っても、溜公室長も知事も副知事も、去年の10月、知りませんでしたって言っているわけでしょ。10月に初めて知ったって。それで我々検証しているんですよ。

やっとこれ1000ドルの株式の証明書を発行しました。さっきなんて言った、答弁は。山里さんは記憶にございませんって言ってるんですよ。こんなもの、百条委員会で証明して大丈夫ですよって言っても証明できないじゃないですか、私は、我々は。皆さんが持ってきても、口座であってもそうでしょ。まだ平安山さんの確認をしていないって言っているけれど。山里さんは現職職員なんですよ。山里さんが知らないって言ってどうする。これ。うちの口座でもないですよ、これ。沖縄県の口座でもないですよ。株券でも、うちの株券じゃないですよ。知らないって言っているんだ、山里さんは。

だから我々ね、去年の12月ぐらいからどこにありますかって聞いているの。株券も。ずっと皆さんの答弁も。知事にも報告は、去年の10月に知りましたと。溜公室長も言っているじゃないですか。去年の10月にと。

本当に8か年間、この法人組織というのを皆さん、ビザも取っているじゃないですか。それも公務員がですよ。公務員がLビザも取って、2つの身分を持って、8年間もアメリカからこれどういうふうを取得したのか知らない。株式会社でちゃんと書いて申請されてるのに、これも記憶にございませんで。これ特別委員会どうなるの。ちゃんと申請したらね、納得して、これ私がやりましたと言うんだったらこれ本物ですよ。口座も本物ですよ。これは我々はどんなして百条委員会これ認めなさいって認められるの。認められないよ。だから与党からも野党からもあったじゃないですか。真摯に改善していくところはやっていきましょうと、検証しながらと。全くこれ分からない。いまだに分からん。

だから私、前回のね、百条委員会でも言ったんですよ。皆さんは12月、この株式会社ダニエル・S・クロカワーの登記証があります。

これ皆さん12月に追認しました。追認してね、新規のものとして議会に諮るんだったら分かりますよ、過去にやっていないから。それもしないで自分たちでやってね。今調べても、山里さんが記憶にないっていうの。これ口座も分からないですよって。記憶にないって言っているじゃない、今、答弁で。どんなして認めれと言っているの、うちに。百条委員会だのに。追認したんですよ、皆さん。12月に追認したから、もうこの件は終わりますって、そうじゃないですよ。

ちゃんと法的に真摯に、我々と一緒に与党も野党も一緒になって改善していくって、最初、そういった取組だったんでしょ。これ分からないですよ、今。だから皆さんが12月に追認したのも、検証委員会が担保取れないとか、いろんな専門用語を使ってね。認められないって言っているんですよ。いやこれ法律的に悪いって言ってないよとか何とかって言っているけれど、担保取れないことは、法令に抵触するという事なんですよ。だって皆さんが認めたじゃないですか、これ。1000ドルの出資。分からないですよ。サインした本人がね、サインした本人が記憶にないってことは、これは記憶にないですよ。これ公務員がこんなうそつかないよ。記憶にないことは記憶にない。

だからこれ皆さんの財産ではないよって言いたいわけ、私は。もう少しちゃんと当事者とね、聞き取りなりいろいろなことをして、これはどうだったんですかって、検証して初めて我々に報告すべきじゃないの。これもやっていないじゃないですか。もう1か年になりますよ。

先ほどのビザの件もあるんですけど、ビザもまだ解決してないよ。皆さん法務局からね、公務員がLビザ取得するのもだって、我々に提示するって、これもまだ提示されてないし、どうやってこれ解決していくの。

委員長、以上です。答弁はいいです。

○座波一委員長 次をお願いします。

大田守委員。

○大田守委員 確認だけお願いしていきましょうね。

2月の定例会で、知事公室長は、今回の法人に関しては、アドバイスがあったということを答弁されているはずなんですよ。

2月のアドバイスがあったということをおっしゃっているんですがね。誰がどのようなアドバイスしたのか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

恐らく今の御質問は、一番最初、この会社法人を立ち上げるときに、どこに誰が相談したかという話だと思います。

これは関係者への聞き取りというのをまとめたところですね、まず米国の法律上、駐在が活動するに当たっては受皿となる法人が必要であるというところから始まっておりまして。当初は非営利法人NPOで設立を目指したんですけども、現地の法制度に精通する弁護士等を介して、国務省あるいは内国歳入庁と相談したところ、いろいろ選択肢がある中で、ロビー活動を行うのであれば、非営利法人ではなくて日本でいう株式会社に相当するインコーポレイテッド、インクが適しているという結論になったと。直接、米国の機関からインクでやりなさいということではないんですけれども、その相談をまとめた結果インクのほうが適当だろうというところで、インクという形で設立したというところでございます。

○大田守委員 米国の専門家というかね、弁護士さんがアドバイスされたということでしょうか。

○又吉信基地対策統括監 そのとおりでございます。

○大田守委員 ということは、昨年10月、12月の定例会の中で、法人の存在すら分からなかったということと矛盾しません。

○溜政仁知事公室長 当初ですね、我々もその株式会社になっているということが明確に分かっていなかったところなんですけれども。その聞き取りの中で、なぜそういうふうになったのかというのを確認していく中で、平成27年当時に、そういう弁護士と、その駐在の間でそういうやり取りがあったということが分かったということでございます。

○大田守委員 そこがはっきりしない、どこかで隠そうとしているのか、それと当時の担当副知事のほうも、全く分からなかったということでおっしゃっているんですね。

だから平成27年に、こういったアドバイスがあるということを知りながら、でも当時の担当副知事も分からなかった。当時の方々も分からなかったと。玉城デニー知事も、その後の行政の流れ、継続の中で、それでも分からなかったと。これが本当、10月になって分かったということは、誰かどこかでこれを隠そうとしてるんじゃないですかと、そういった思いがあるんですけれども、全員が全員、亡失、失念されたんですか。全員がもし失念されているんだったら、失念されていましたでよろしいです。

○玉元宏一郎基地対策課長 平成27年当時のワシントンDCオフィス社の設立につきましては、県としてこれまでいろいろ関係者の聞き取りをした結果では、ワシントン駐在は平成27年当時、法人登記について、本庁に情報を共有した上で、本庁から特段の疑義が示されなかったので、委託先の提案に沿って手続を進めたというふうに推察がされる状況になっております。駐在から本庁に情報共有がなされていたんですけれども、そこから先、関係者間の情報共有、また確認の不足、また法人設立に係る手続などの法的な位置づけなどの理解不足、そしてコミュニケーションの足りないところなどが要因になって、本庁において正確な把握に至らずにですね、上司にも十分な報告がなされていなかったというふうに考えているところです。

○大田守委員 平成27年、あれからもう10年ですよ。今度は、この10年の間にどこかで気づいていると、私、そうとしか思えないんですよ、本来。ただそれもう全員が全員、失念していたということであれば、それはそれでしょうがないでしょう。記憶にないのであれば。ただ、本当にそれがどうか、本当かどうかは、裁判かけて、法律でやるしかないと思うんですよ。そこはもう百条委員会では、そういったものできないのであれば。

あともう一つ確認したいのはですね、公的文書。アメリカ事務所へ職員2人行きました。公的文書に関して、この2人は決裁権を持っているんですか。いろいろありますね。

○玉元宏一郎基地対策課長 駐在での県の立場から見るとですね、駐在は現地で、駐在に与えられた業務を実施するという位置づけになっているんですが、そういういわゆる決裁権というものは通常付与されていないというふうに考えます。

○大田守委員 お二人行かれておりますね。

お二人が最終的に2人で考えてそれぞれで決裁権、決裁してやれるわけではないと思うんですよね。2人は多分職種が違いますから、その上司がいらっしゃると思いますけれども、2人の上司って誰と誰なんですか、部長。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の組織上はですね、ワシントン駐在の、いわゆる現地の事務所の所長にあたる職のものは秘書課付になっておまして、秘書課でも参事というか統括監クラスが定数上当たっていますので、その上司は公室長になります。そしてもう1人の職員は基地対策課付の主幹クラスの職員になりますので、その上司は基地対策課長になるということになります。

○大田守委員 となると1人はもう知事公室長の許しを得て決裁する。もう1人は最低限でも課長——基地対策課長に申し出て、課長が部長に対して、申し入れて決裁をやってもいいよという、これをしないと本来、公的文書でも決裁できないですよ。できないんですよ。

ただ、そういった中で、向こうで法人もつくられています。先ほど、仲里全孝委員がおっしゃったように、口座もつくっていると。これも公的文書ですよ。それから、その会社の代表という形でなっていますけれども、こういった法人の代表になる場合の、これも本人たちが決裁してできるわけじゃないですよ。普通は上司が了解しないとできないと思うんですよ。

これも含めて、私は沖縄県のこの行政の在り方ってどうなんだろう。もし、それ以外にもこういったものが見え隠れするのであれば、もう、沖縄県の行政というのは、県の行政というのはもう終わっています。厳しい言い方するかもしれませんが、終わっていますよ。

ただ、今回、もうこの監査調査の結果が出ております。今、執行部のほうは、これに基づいて追認をしたり、そしてまた変えていくという形になっておるん

ですけれども、ということは条例でも法律です。法律に抵触していた。これを改めるといふことでよろしいでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 昨年からこういう形で指摘をされた今回の問題については、まず、平成27年当時につくられた法人の設立自体について、文書による正確な正式な意思決定がなされていなかったこと、これに伴って、この法人を前提にして処理されている口座の開設ですとか、営利企業への従事許可ですとか、そのような中には、条例に基づいて実施されている手続が行われてなかったということについて、我々としては重大に受け止めているということでございます。

○大田守委員 普通、民間でもですね、行政に対して、夫婦でも夫の戸籍謄本取るためにも、委任状が必要なんですね。委任状がないと行政出さないんです。一緒に住んでますよと、両方の免許証を持ってきて一緒に住んでますって言っても、委任状を持って来いとしか言わないんです。これぐらい本来厳しいんですよ。

今回のワシントン事務所に関しましては、全くそこが抜けている。今度はこれぐらいの大きなものがあるんだったら、この起案に基づいて、こういった事務所つくりますと、いやそれは議会に対しても、私は子会社の——先ほど子会社とおっしゃってますから、県の子会社であれば、議会の承認が必要だと思っているんですよ。私もお金を出しますから。こういうのも含めて、なっていない。百条委員会は、とにかくここで罰則をする委員会ではないんです。今後こういったことが出ないように、しっかりとこれ戒めをやるという委員会なんですよ。ただし、はっきり言いますけれども、今の県の執行部の中で、責任を誰も取ろうとしない。私はまだ県議になって1年しかいないんですよ。見ても、全く責任の所在、これをね、出して公表しようとしな。先ほどのお二人の職員でいらっしゃるんだったら、私はこの2人の職員の責任じゃないと思っております。2人のやはり上司だと思います。そういったものも含めて、誰がどう責任取るのか。これは知事公室長、執行部の中ではお話をされております。

○溜政仁知事公室長 その責任の在り方というところに申しましては県としても、地方自治法の規定に基づいて、適切かつ誠実に住民監査請求に対応していくということと、調査検証委員会の調査検証結果、あるいは監査委員による監査結果及び内部統制等の結果を踏まえて、適切な行政運営に努めるということ

で責任を果たすということなんですけれども。今、まず、内部統制の仕組みの中で今、知事公室の中で検証したものを、その取りまとめである総務部に提出しているという段階でございます。

その中で、責任の所在等ですね、あるいは今後の在り方等について明示されるものであろうというふうに理解しております。

○大田守委員 監査結果も出ております。

この百条委員会でもやがて1年近くなります。ぜひともですね、私は、この百条委員会が、いろいろなものを、これからも調査が、今日出たものに関して、やっぱりまだまだ疑問点がたくさんあります。これしつかりやるのも私たちの仕事なんですけれども。それはそれで、また、執行部のほうも、こういった形で責任を取るのか、もう今からそれを考えて。そうしないと、県民に対する姿勢を見せることできないと思います。

これを私は望んで、一応質問終わります。

○座波一委員長 続きまして、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ちょっと今、大田委員の御質問からですね、つながりますけれども、今回、住民監査請求が起こされていたんですね。結果も出ていると思います。却下されたという話でありますけれども。

この10年間ですね、振り返った中で、今も継続して沖縄県が認識をしている法令に違反した事案、そして、条例に違反した事案、そして、その内容で今も続いているものがあるのかどうか。そしてまた、県民に対しての不利益をどのように与えたのかということ、取りまとめたものはありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるようにこの問題について我々としてもしつかり整理をして、議会でもそうですし、県民の皆様にも説明できるようなことに取り組んでいるところでして、今現在、整理中でございます。

ある程度しつかりまとまりましたら、御説明できる、御提供できるようにしたいというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 その内容については、こういった整理をしていく予定ですか。

例えば、過去の事例で言えば、地方自治法に違反していましたとか、地方公務員法に違反していましたとか、沖縄県財務規則に反していましたとかですね。

こういったものが幾つかあるかと思うんですけれど。この中でですね、例えば、この法に反していたのがこういった事案であります。それに関して、例えばさっき言いました、この県民に対してこの不利益を出したということについて、その金額的なもの、こういったものも出てくる予定なんではないでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、私どものほうで整理をしている作業の途中なんですけれども、その整理の大まかな内容としては、ワシントン駐在のまずはこの設立の経緯から始まり、全体的な委託事業のスキーム、また、お金の流れと申しますか、どういう再委託先があるのかとかっていうところも整理をした上で、今般問題になっているワシントンDCオフィス社に関する問題を、これまで挙げられてきた指摘について、県側の考え方と対応のそれぞれについて整理をして、この1冊で全て分かるようにするというのを想定をしておりますけれども。

金額的な県民に与えた損失というような趣旨のことがどういう形で出せるのかどうか、出すことができるのかどうかについては、まだ分からないという作業中、検討中というような状況かなと思います。

○新垣淑豊委員 午前中から続いている質疑の中でですね、例えばこの契約は無効であったんじゃないかとか、そういった話も出ております。

そのときの支出は適切なのか。こういったことも、やはり、今回の報告の中には、しっかりと入れ込むべきではないかと思っております。

ここが無効であれば、その先のその後のものに関しては、はっきり言ってこれは違法な支出であると言わざるを得ないわけですよ。非常にこのワシントンの話というのは、もう県民の中でも、閉鎖したからいいんじゃないかというような感じを受けることもありますけれども、私はそうじゃないとっていて、先ほど課長おっしゃったように、なぜこういうことになったのか、その9年の中で何が起こったのか、これをしっかりと明確にしながらですね、先ほど言ったように、何がこの問題で、これが県民に対しての不利益だったのか。こういったことを考えなければいけないと思っております。正直私はですね、こういうものが整理される前に、再開を口にした責任者がいるということについては、非常に憤っております。こんなね、ある意味舌の根も乾かないうちにね、またつくるとかありえないでしょ。ということを感じてるんですね。そういうこともありますので、今回この住民監査請求が行われて、私は多分これがですね、そのまま訴訟にまで移るものだと思っております。その訴訟への対応、こういったものも大変なことになると思いますが、ぜひですね、そこは先

ほどおっしゃってたように、県民に対してしっかりと説明をする、そういった立場にあると思っておりますので、ここにはぜひ最高責任者である知事も、もっとですね、私は意識を持っていただきたいなと思っております。

ちょっと話は変わりますが、今回、資金的な流れということも、この調査事項に入っておりますので、今日の御報告で解散しましたというお話がありました。

この解散手続に関しては、私は、子会社といってもですね、前からこの議会でもお話してるように、別法人なんですね。100%子会社ですよ。だから、子会社の責任は親が持たないといけないというふうに思っているかもしれませんが、そこで解散とか、もう廃止に関しての費用というの、これはある意味県民の負担になっているわけですね。こういったものに関して何を根拠にして、資金の支出を行ったのか、この1000万余り。そこを教えてくださいませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントンDCオフィス社、今回、問題になったものですが、米国に職員を滞在させて、情報収集、情報発信を行うという県の施策を実施し実現するために、県が100%の株式を取得して、出資をして設立されたものということで、そういう存在なっておりますので、独自の収益を有していない、そして県からの委託先を通じて提供される資金でもって運営することが前提となるような会社となっております。

そういうこともありますので、今般、同社を解散するにあたっては、所有者の判断として、解散に必要な経費を執行するという事で予備費を充用したということでございます。

○新垣淑豊委員 これはある意味ほかの法人、全く沖縄県とは、立場を異にする法人ですので、いわゆる別人格ってやつですね。そこに対して、沖縄県が廃止に関わる費用を、これを捻出することが適切なのか。それに対しての、今、私が聞いたのは、根拠があるのか、例えば法的な根拠があるのか、過去にそういった実例があるのか、そこについてお聞かせいただきたい。

○玉元宏一郎基地対策課長 法的な根拠、実例というところに直接答えていないかもしれませんが、法人を解散するにあたっては、法律上、税務上の手続が必要になってまいります。それ誰かがやらなきゃいけないということになります。

そして、それをするために、現地の実際の実情としては、法律事務所または会計事務所に委託をして処理をしてもらう必要があるわけですが、それ

にもやっぱり経費が、費用がかかるということになります。

今回は、県とワシントンDCオフィス社と、法律事務所、会計事務所と3者で契約を結ぶという形を取って、費用についてはもう県が負担するほかないということで認識をして負担をしております。

そしてまたワシントンコア社に対しては、ワシントンDCオフィス社が行っている各種手続の補助、また現地スタッフの費用ですとか、事務所の家賃などの費用もまた、これも継続する限りかかってまいりますので、それに対して解散するまでの間は費用が発生しますので、それに対して、その部分の業務をワシントンコア社に委託をする、せざるを得ないという状況がございます。そういうことも解散するために必要な最低限の義務的な経費として、今回は予備費を充用させていただいたということでございます。

○新垣淑豊委員 先ほども言ってるように、ワシントンDC株式会社は別法人、別人格であるというところで、支出をするための、その法的根拠、もしくはその条例的根拠がなければ、多分これは県民の皆さんからの納得は得られないと思うんですけれども。

そこについては、今、課長はそこには当たらないかもしれませんが、ということで前置きしてお話しされましたけど、実際この辺りについては、例えばこれこそ住民からの訴訟や監査請求が起きたとき、この点についての対応、これをどのようにするかということをやはり考えなければいけないと思います。だからこそ私は法的根拠を聞いているんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これもまた法的根拠として、今、委員が求められているような意味合いとは少し異なるかもしれませんが、まず、予備費を充用するという点においては、地方自治法であるとか、地方財政法であるとか、そういう根拠法に基づいてできる経費、できない経費というのがございます。

そこについては我々としては、できる経費、できない経費のことを検討した上で、充用できる経費というふうに判断をして充用したというようなことでございます。

そのほか細かいところで、法的根拠がもう少し言えるかもしれませんが、今、現時点で一番シンプルに分かりやすいものとしては、そういうことになると思います。

○新垣淑豊委員 これはですね、多分、何かあったときには問われることだと

思いますので、今、この返答ができないのであれば、しっかりとした根拠づけをしていただいて、それをお示していただきたいと思っております。

それで、実は地方自治法の第210条、これ予算執行の原則及び第217条、これ予備費の支出要件に抵触しているというような意見があります。議会意思を無視する不適切な財務会計行為である可能性が高いというふうにありますけれども、この点についてはいかがお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○森根誠人財政課主幹 お答えします。

地方自治法第217条第2項に係る予備費の件ですけれども、予備費が議会の否決した費途に充てることができないとされておりますが、予備費は、予算編成時に予見することができない経費に充てるため計上するものであるところ、事務所の閉鎖は予算編成時に予見できない経費に該当することから、今回の予備費の充用については地方自治法上問題ないと考えております。

以上です。

○新垣淑豊委員 それはちょっと私は予見できないかということ、そうじゃないと思っております、昨年の予算議会のときに、我々は修正議決をするわけですね。これはこれまでの流れとしても、可能性としては十分あった。我々も、この議論の中で、廃止にする予算だったら、それをつけてもいいんじゃないかという話もしました。そういった話も我々の中でももちろん出ておりました。予見できないわけではないんですよ。

それを与党も含めて突っ張ってしまったおかげで、こういった状況になっていると私は思っております。だからこそ、しっかりとこの議論をする、こういった、それまでの間ですね。県が立てた調査委員会、第三者の検証委員会ですね。こういったものも出てきてるわけですよ。だからこそ、私はこの予見できなかったということはおかしい話だと思っておりますので、この点についてどうでしょうか。

○又吉信基地対策統括監 お答えします。

執行部のほうとしては新年度について7か月分の予算という形で提案させていただきました。これは、この7か月間政策的に維持したいというところで、政策的な経費ということで提案いたしました。

それが3月の28日でしたか、2月議会の最終日に予算が修正議決されてワシントンの経費が持っていかれたと。要するに議会の否決した経費は7か月間維持する政策的な経費を否決されたというふうに考えております。で、否決され

た結果予算がなくなったので、閉めるための経費が必要になってきたと。これについてはもう、これまでは、7か月間維持する経費という形でこちら準備してましたので、その時点では予見できなかったということで、閉めるための経費なのでもうこれは義務的な経費だということ、政策的な経費は否決されたんだけど、閉めるための義務的な経費が発生して必要ですので、そこについては予見できない、必要最小限の経費という形で充用できるというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 いやそもそもね、我々は、この7か月間置くこともいかなものかということ議論させていただいたわけですよ。この議会中にもね。それを、7か月は置きたいということで、皆さんから御提案をいただいたわけですね。だからその際に、多分その議会の間でもいろいろありましたよ。残してもいいんじゃないかっていう話をされた方もいました。だけれども、この話の中でですね、この予算が切られるということも前提として考えなければいけないわけですよ。そういったことを見通すことができなかつた。結果、こういう予備費の使い方をしてしまっていると私は感じています。

だから、この件については、私は本当に監査の請求に関しても、出てくるのではないかと考えていますし、そのときにはしっかりと対応していただきたいなというふうに思っています。

この閉鎖に関してですけれども、このDCオフィス社の赤字ですね、いわゆる赤字。追加も含めてですね。どの程度あったのかということについて、確認をさせていただきたいと思えます。

そこに関してですね、この処理はどのようになったのか。そこを教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 まずその清算に当たってのこの仕組と申しますか、どういう処理をしたのかということから御説明して、ちょっと資料を確認いたしますので、まずそこから御説明したいんですけれども。

ワシントンDCオフィス社の決算の仕方が、委員がよく接されているような通常の営利事業を行っての株式会社とは大分異なると思いますか、変わった仕組みになっておりました、実際には営利事業を行っておりませんので、売上げみたいな収入が発生しない構図になっていると。一方で、ワシントン駐在の活動に必要な支出がある程度決まっている額で毎年出ていくことになる。

その支出をするための財源は沖縄県がワシントンコア社に委託をした資金から、出ていく額に相当する額を、いわゆるアディショナル・ペイドイン・キャ

ピタルという形で、資金をワシントンDCオフィス社の口座に入れて、支払っているというような仕組みになっております。

ここからが少し特殊かなと思うのが、その会計決算上はその支払いの部分は通常の費用として出ていくわけですがけれども、営業の費用として赤字として積み上がっていったわけですがけれども、一方でそのアディショナル・ペイドイン・キャピタルはずっと資産として積み上がっているというような状況で、赤字も積み上がっているし、資産も積み上がっているということで、トータルではその額が大体同じような額、もしくは若干資産のほうが上回っているような額がずっと続いて、積み上がってきているというような状況になっております。それを最終的な解散に当たっては、ある程度、債権、債務を当然確定させて清算するわけで、この事務所についての費用を確定させる必要がありますので、費用を確定させた上で、それに見合うぴったり合う額をワシントンコア社からアディショナル・ペイドイン・キャピタルで入金をして、最終的にこれを、全部清算を、支払いをした結果として、残高がゼロになるというような処理をしているということになります。

数字なんですけれども、まず、今質問がありましたどのぐらい赤字になっていたかというのは、今申し上げた積み上がっていった赤字ですが、キャッシュは全部払われているわけですがけれども、それが167万3786ドルです。

今回の精算に当たっては、それと全く同じ額をアディショナル・ペイドイン・キャピタルに積んでおりますので、最終的にはこのプラスとマイナスを相殺させて資産をゼロにしたということになっております。

○新垣淑豊委員 これはですね、トータルで168万ドル。

○玉元宏一郎基地対策課長 167万ドルと、ちょっと端数というか3000ドルぐらいありますか。

○新垣淑豊委員 分かりました。

追加資本も含めてですね、沖縄県がその債権として、持っている金額というのは幾らですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えいたします。

沖縄県が債権として持っている金額というのはないといえますか、関連して、沖縄県が財産として持っていたのは、株式の1000ドル分となりますので、それは債権としての位置づけはなくて、財産としては扱ってございましたけれども、

これはもう解散することによって、今抹消手続をしておりますということでゼロということです。

○新垣淑豊委員 通常であればですね、その株式に、資本を入れ込んでいくと、その株式の価値が膨れるわけですね。

それで今おっしゃっていた約3000万円程度の資産なのか債権なのか、これ県に取ってすれば、残るはずなんですけれども。

その処分に関してですね。これは、執行部の一存だけで行うことができるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今の御質問は、本会議でも会社の解散について、議会の議決が必要ではないかというような、質問に関連してくると思いますが、ちょっと今条文、後でまた確認しますけれども、議会の議決が必要な事項というのが地方自治法上、15項目、限定列挙されておまして、その中で我々の中で関連があり検討する可能性があるという部分については、財産の処分に関するところと、権利の放棄に関する部分がございますが、どちらも検討した結果、該当はしないということでしたので、議決事項には当たらない。つまり、執行部の権限で処理することができる事務というふうに判断をして、処理をしたということでございます。

○新垣淑豊委員 その根拠について、後で書類で結構ですので、御提示をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ちょっと気になったのが1つありまして、この事業を行う際にですね、例えば、資金がその口座にですね、残高がある程度残っていないと口座の維持管理に経費がかかってしまうというようなことがありますけれども。

例えば、年度末には、基本、委託事業ですから、委託した先から予算を引き上げる、その余った分を引き上げるということが出てくると思うんですけども、そのことについては、どういうふうな状況だったんですか。

その口座に関してはお金が残ってたんじゃないかということについて、ちょっと教えていただけませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおり委託事業という目線で見ますと、事前に例えば概算的に支払った委託料を最終的には経費を精算して、余った分は返してもらうというのが委託事業の流れですけれども。今、お問い合わせのワシントンDCオフィス社の口座に関しては、先ほど申し上げたとおり、

かかる経費がある程度見込まれる経費があつて、それを支払いをするために、この額よりも若干少し多めに、口座に資金を入れていると。それはワシントンコア社から入れているんですけども。それを基に、支払い業務を行って、その後例えば年度末の時点でゼロにするという作業もあり得るかと思いますが、実際の現場の状況としては、それは残して、若干残った状態で口座を維持して、次の年度の経費がまた発生する額が見込まれますので、残ってる額との見合いで、差し引いて、必要な額に相当する分をまた積立口座の中に資金を入れて処理をする、支払いをするということになりますので、3月末時点で、若干残っているような形にはなりません。

○新垣淑豊委員 確認ですけど、それは、ワシントンコア社の手出し、という認識でいいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 おっしゃるとおりです。

かかった費用の額を積み上げて委託料を支払いますので、それよりも上回った分はワシントンコア社が出している形になります。

○新垣淑豊委員 マーキュリーなんですけれども。マーキュリーのヴィン・ウェーバー氏、この方の、年度や契約書によって筆跡が大きく異なっているものがある。代表はこの事実を認識していたかという質問に対し、以前にも、本庁から指摘があり、サインのやり直しなどをお願いした経緯がありますと回答したとしていると。

これヴィン・ウェーバー氏のサインっていうものが、誰か別の人が書いたんじゃないかという話なんですけれど。この事実というのはどのようになっているのか教えていただけませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員がおっしゃられたような回答がされてると承知しておりまして、実際そういうことがあったんだっていうのは、私たちも、分かったわけですけども——何ていうんでしょうか、普通、通常ないことですし、あり得ないことだと思うんですが、ないかな、ないと思うんですが、そういうことがあったのを修正をさせたということだと思います。

○新垣淑豊委員 ちょっとこういうのがあるとね、少し相手に対しての信頼性というものが低下するのかなというふうに思います。

あと最後になりますけれども、積算の資料ですね。この積算資料に関してで

すけれども、この予算、沖縄県から、このワシントン事務所事業に対しての予算枠を確保するための調整弁という形で人件費が使われていたんじゃないかということで、これは先方からですね、こういった手法というのが提案あったのかということで、これは質問しております。そしたら、こういった提案はしたことがないというふうに記憶をしていますと返答がありました。

為替のレート変動があるので、予算額、大きく変わると思います。多分、今のレートと七、八年前のレートも大きく違うので、こういった、この人件費の調整弁ということについては、どう捉えてるのかな。そういうことが実際にあったのかなということを確認したい。

○玉元宏一郎基地対策課長 私たちも平成27年度から、実際に積算業務に直接携わったわけではないんですけれども、通常予算を要求し執行するに当たっては、庁内で、まずは予算要求の積算については総務部とかなりしっかりと協議をし、審査を受けて妥当性というのを積み上げていきますので、そこで調整弁に当たるような経費を計上するという事は、通常一般にはないと思います。

あと、それでもやっぱりそれなりの額はずっと計上せざるを得ない状況でありましたので、私がちょうど班長にいたころにはできるだけ経費を節減して、ワシントン駐在でできることも増えてきましたので、少し減らすことも1度チャレンジをして、令和3年度などは少し減らしたんですが、その後に円安が起こってですね、これに対応するためにやっぱりもう少し増やさなきゃいけないということで、やはり外国で行う事業については、為替の変動リスクってのはかなりあるなっていうのはその当時の実務を経験した立場としては、すごく気になるところでありました。

以上です。

○新垣淑豊委員 私からは以上ですが、冒頭にお話しした責任という部分とあとは県民に対しての不利益というところですね。これはしっかりと検証していただきたい。ここは多分、皆さん見ているところだと思います。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 今のと関連する件でありますけどね、この解散手続について

お聞きしますけれども。今まで1度も出納をつけたことがない、決算報告もしたことがないという中で、2月に急ごしらえで決算書——経営報告書みたいのが出てきたわけですよ。しかしながら、監査の中では、とにかく出入りがはっきりしないから、この会計の中身もよく分からないという中で、とりあえず急ごしらえでこの経営状況を持ってきて、あたかもこれが年度の決算書のような位置づけに皆さんされているけど、これ信憑性があるのかどうか、信憑性の担保があるのか。要は解散の清算終了まで持つていくには、過去の信憑性があって、最後の清算終了の決算書を作るわけですよ。もう信憑性がない中でね、これ過去のこの9年ぐらいのものが信用できる決算書になっているのかどうか、これよく分からない。つまり毎年決算をしていない。出入りが分からないと言われている中で、どんなにやって毎年の決算書が出来上がってきたのかということですよ。

毎年、本来会社というのは決算書出したら、監査報告というものを作るんですよ。監査報告が9年間の監査報告ありますか。ないと思うよ。人事異動があったときに役員が変わります。役員の登記もちゃんとして決算しているんですか。多分やっていないと思うわけよ。だからこれだけこの過去の信憑性がない中でのものでもって、会社をおしまいになりましたよと言ったって、なかなかこれは、ああそうですかというには僕は経験したものとしては言えない。要はね、これアディショナル・ペイドイン・キャピタルのほうね、これはいわゆる資本のようなものだとか答弁があったけれど、要は貸付金になっているかも分からないでしょう。貸付金になっているんだったら県のほうでは、焦げつき債権になっているはずなのよ、取れない債権。それをだからどういうふうにしたのかなというのを今の中身見ていないから分からないけれど、これ1回出したほうがいいですよ、我々に資料として。解散決議と清算終了が終わったときの株主総会必ずやらなくてはいけないし。会社の登記もしなくてはいけないわけですよ。当然税務署にも出さないといけない。その辺のあたりで大体僕、三、四か月、四、五か月ぐらいかかるのが通例だなど、私の経験からもそう思うんだけど。余りにも早い、出入りが不明のままやるから、まあこんなものでいいんだろうみたいな感じでやってしまったのかなと私はちょっと疑ってしまう。その点ね、明確にしておかないと、この清算終了自体が、これ認められないという形になりかねないですよ。その点の認識はどうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員から御指摘があったとおり、決算書が会社としては通常当然作成されているべきものについて、これまで作成されていなかったということについてはもう真摯に受け止めて、今年に入ってそういうとこ

ろを今回この問題が発覚した後に、事務局としてこれまでの口座の入出金ですとか、委託事業でどの経費がワシントンDCオフィス社を通じて支払われたのかということ、一つ一つ確認をして整理をした上で決算書類を毎年度のものを遡って作ったわけですけれども、監査報告のほうから入出金が明らかでないものがあるという御指摘を受けて、今回7月31日付で出したわけですけれども、これについても手元の中ではある程度、入出金分かる情報がありました、御指摘を受けるような形になってしまいました。なので、しっかり改めて確認をして、入出金の明細ははっきりと分かる形で出しております。その情報は全て揃った上でですね、最終的な精算にかかる経費、それに必要な資金をアディショナル・ペイドイン・キャピタルで口座に入れて、最終的な精算を行うという処理を今回の解散に当たっては行ったということでございます。

あと日本のちょっと制度とどうも違うものが見えてきたのはですね、もともとこの会社は通常のビジネスが民間ビジネスを行っているような会社ではなかった、いわゆる仕入れをして生産設備を持って資産があって、売上げがあって借入れがあってとか、売り掛けがあってとかそういう細かな利害関係者があまりいない、支払う相手先が数社あるだけだというような状況ですので、そういう意味ではすごく計算はしやすい環境にはあったと思います。

あと監査報告ですとか、清算終了を日本では登記をしなければいけないと思いますが、そういうことは不要だとかという、その米国の中のちょっと制度の違いも影響したのかなと思います。

以上です。

○大浜一郎委員 例えばインキュベートの会社をつくる場合には、そういう今のやり方ってあるんですよ。売上げがなくて研究ばかりするから赤字が膨らむわけですよ。そういうのはいい、分かる。でもBS、PLがあるわけですよ。BS、これは過去からのものですよ。PLは毎年のもだからね、計算書だから。BS、PLのこの概要がはっきり分かるような形でできているかどうかですよ。この2月に出てきたんですよ、だだだだーと。その後に分かったって言われてもね、私あーそうですかと分かりませんよ。

2月にこれを出して、4月にもう1回修正したの出しましたか、出していないでしょう。何を信憑性の担保で僕らがこれを見るんですかと言ったら、なかなかこれ難しいんですよ。毎年決算もしていない取締役総会もしていないし、監査報告も毎年出していないわけですよ。何が問題か分からないわけ。ただPLってだだだだーって持っていっただけの話でしょう。

会社である以上BSがあってPLがあって当たり前の話で、これ信憑性が僕は

定かではない中で、後から分かりましたからやりましたって。ちょっと後付のことと言われてもちょっと分からないな、これ。

ちょっとこれお金の問題も絡むし、これ僕は焦げつき債権になっているはずだと思っているわけ、県からの。要するにこっちから経費を出しているんだから。結局戻ってこないわけですよ。だから解散するんだったら、こういうような焦げつき債権になってはいないかという、非常に僕は疑問があったわけ。だから今じゃ、直したって言うでしょう、今きれいに直した、これもう1回出さんといけんよ。今さら遡って株主総会できないけれども。とにかくきれいにあったのをもう1回出してきて、それで清算終了まで持っていったんですよと。解散と清算終了は違いますからね。解散は解散するという決議であって、終了はきれいにいろんな処分をしたりして、日本の場合はちゃんと法務局にも登記もするんだけど——アメリカの場合はちょっともう1回僕は調べるけれど、その流れをもう一度やっていかないといけないなと思ったので、これは明確にしてもらいたいと思うんですけど、これいいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 毎年決算がされていなかったということについては、やはり会社という組織である以上、通常あり得ないことだと思いますので、そこは真摯に受け止めざるを得ないというか受け止めているところで、すごく遡りのような形で通常ないことだと思いますが、それでも毎年の決算にできるだけ近づけるような数字の集計をまず試みて、御提示したという状況であると思います。

最後の締めについては、しっかりその時の口座の残高と支払額を含めてですね、精算するようにしたわけですけども、そういう手続を取っておきまして、これを私どもとしてはできる範囲のことを数字の集計は行ったつもりなんですけど、これをどのような形で委員が分かりやすい形で、私たちが情報提供したほうがいいのかというのは、もう少し改めてまた個別にお話を聞かせていただけたらなと思います。

もう一つ貸付けではないのかという話については、これは私ども、もともとの予算の執行は委託料で行っておりますので、委託料としてワシントンコア社から直接支払うものもあれば、DCオフィス社の口座を通じて支払うものもあると。それぞれ最後の出口はですね、ワシントン駐在の活動の支援に当たる必要経費として、全部執行しておりますので、つまり貸付けという形で処理はしていないので、債権が積み上がっているというようなことはないということでございます。

○大浜一郎委員 だからアディショナル・ペイドイン・キャピタルが資本のよ
うなものとかね、よく分からないものだから、資本なんですか、それとも貸付
けになるんですかということをしていろいろ言ってきたけど、これきれいに答えて
いないのよ。はっきりしない中であるから、資本なんですかって言っても、の
ようなものと言うからね、分からないわけさ。申し訳ないけれど。これ公金が
絡む話なんで、しっかりこの清算終了したときの決算の内容、監査報告も含め
て、当然あるでしょう。やったのを今までの積み上げの中で、監査報告で指摘
されたのが直っているということになっているから、これをきちんとしてこれ1回
出さないで。終わったって、クリアになったと僕に言ったでしょう。クリアに
なりましたと僕に言ったさ、課長。これでクリアになったと俺に言ったんだよ。
だからクリアになった証拠を見せてほしいわけ。

○座波一委員長 今回の監査報告、決算報告はあるんですか。

○大浜一郎委員 当然あるよ、ありますよ。

○玉元宏一朗基地対策課長 今、委員から要求をいただきました決算資料、監
査報告書などについてですけれども、監査報告については、米国の法令上、必
要ないという形式の企業として位置づけられていますので、監査報告は作って
いないんですが、提供できる資料については御提供したいと思います。

○大浜一郎委員 最後確認なんですけどね、こういう金銭のやり取りとか決算
とか——例えば清算終了とかいろんな問題に関しては、要するに財務会計の信
頼性がないと、こういうのはきちんとしてできないんですよ。僕は会計管理者から
聞き取りをしたら、会計管理者というのは出すのと報告を受けたら終わりなの
よね。だからあとはどう使われているかって、あんまり自分たちは関知しない
らしいですね。だから、これは合法的なのか、どう使われているかという監査
するのはみんな担当部署でやるらしいね。どういうふうなお金の使い方されて
いるというのは会計管理者は、1回お金出したら分からない。あとは内部で報
告があったら、それを見て間違いがないだろうなというように信用してこれで
オーケーすると。非常にこれA Iでやっても別にいいんじゃないと思ったけど
さ、だからこういうようなものがこの自治体の会計の管理というセクションな
んだなとちょっとびっくりしたんだけど。だから今回みたいなことが起きるん
じゃないかなと。僕もう少しお金の使い方について慎重にね、やっぱりやって
いかないと民間企業なんかもうお金が1円云々かんぬんというのは、ものすご

い目を光らせてやるわけですよ。だから会計管理者の補助答弁者はいるか。これ議事録残しておきたいから、僕は今説明したけど、それで間違いないかどうか。

○仲宗根園子出納事務局参事 御説明させていただきますと、地方自治体の場合におきましては、出納部門と執行部門と分かれているところでございまして、執行部門のほうの支出に関して言えば、委託料、会計管理者の職務としましては、支出負担行為の確認と支出命令の審査というところがございます。例えば今回のような委託の契約に基づいて負担行為の確認をし、支出命令の審査をするというのを地方自治法と財務規則に基づいて審査するというところでございます。その検査におきましては、実際執行した検査のところの役割分担としてその執行機関の検査員が確認して、それをその契約担当者が検査調書等で確認するというところを私どもの出納事務局のほうで確認して支出を行う。今回のこのDC社のような株式会社で直接県の団体ではないところのようなどころの——何ていったらいいんですかね、県の出先機関ではないというところのようなどころの管理監督につきましては、長のほうがその予算執行等についても管理監督は確認するということになっておりますので、そこはその会計管理者の規定されている職務としては、確認する立場にはないというふうな認識を持っておりますので、私どもは業務としてはしっかり確認しているところでございます。

○大浜一郎委員 県とは関係ない機関とかね、直接関係ない機関に9億もお金を使ってきたという事実は、厳然とあるわけですよ。もういい加減だなと思う、とっても。税金というのは何とっているのかなと思ったりも、今しましたよ。なので、このお金の使い方というのはこれは何も稼いできたわけではないですよ。税金しかも真水の税金。県の真水の税金ですから、県税から出しているんだから、一括交付金でも何でもないでしょう。健全な真水出しているんだよね9億円も。これに対する責任というのは僕はきちっとあると思いますよ。だからそこはね、きちんとするように信憑性、確かにこれならいいな、と思えるような資料をきっちり出すのが皆さんの仕事ですよ。そうじゃないと次のステージでやるしかない。次のステージに上がってね、もうきっちりやるしかないと思いますよ。だからきちんとしてください。お願いします。

以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 すみません、ちょっと確認なんですけれども、今、いろんな委員から話されている中で、弁護士——日本の法律だったりアメリカの法律だったりとか、こっちの会計法とあそこの会計法の違いというのがかなりあるなか、なんか認識がやっぱり差が出てきていると思うんですけれど。これまで頼んできた弁護士というのは、お金払っているからいろいろ法律相談、会計とかできたと思うんですけれども、今回閉鎖したことによってこれがこれまでどおり、じゃ、これまでの会計だったりとか、あとは弁護士のこの法的な、過去の法的な行為について、見解を求めることってできるんですか、まだ。

○玉元宏一朗基地対策課長 今回ワシントンDCオフィス社を解散をして、事務所も閉めたわけですけれども、解散するに当たっても先ほども申し上げたとおり、弁護士事務所、会計事務所と契約をしていたんですけれども、弁護士事務所についてはもう契約終了しておりますので、今後何らかの米国の法令に関しての相談なり助言を受ける際には、別途契約をしていく必要があって、それはまた経費がかかりますので、どういうふうなことができるのかは今後の検討になるかと思えます。会計事務所についてはですね、実は来年に職員の税かな、駐在の税金の納付があってですね、そこまで一応契約自体を残しておりますので、その間少しアドバイスを受けてたりすることは可能かもしれないです。

○玉城健一郎委員 分かりました。

やっぱりちょっと少しこういった法律の分野ですし、この間、このメールとかでも出ていて、あそことして当たり前だけれども、こっちでなんで問題になっているのか分からないというメールも来ていますよね。そういった状況がありますので、法律のところも過去にあって今回から新しい法律行為に対して、やっぱりいろいろあると思うんですけれども、これまでその、例えばこのワシントン事務所をつくる時の際にどういった判断をしたのかって、そういったことはやっぱりある程度連絡取れるようにしたほうがいいと思うので、百条もまだ開いていますので、その辺りは少し検討したら、今後またいろんな説明の中で困ることがたくさんあると思うので、その辺りは少し検討したほうがいいと思いますがいかがでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長 おっしゃられるとおりですね、これからまだ米国の法令とかを確認をしたりとかということが、新たな体制を検討するに当たっ

でも必要になってまいりますし、今ここで議論されているようなことについても相談をしたりすることができたほうが本当はいいと思っておりますので、どのような方法ができるか検討はしているところです。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

正直、こちらで議論しても絶対答えが出ないようなことをやっているから、やっぱりそこはしっかりとした専門家、あちらの現場の専門家の方の話というのは答える必要があると思うので、それはよろしくお願いします。

それともう一つ、監査からこの予算が不透明なところがあったというか、報告こちらからまた改めてこのお金の流れというのを出しましたけれども、それを今後これを県から監査のほうに出しましたけれども、今後また監査から何かしらの反応があるってということなんですか、流れとしては。もうないのか。

○玉元宏一郎基地対策課長 監査委員のほうでは、県からの報告を受けて内容を確認した後に公表をするということは決まっているようなんですが、その時期についてはまだちょっと分からない状況です。

○玉城健一郎委員 分かりました。

公表というのは監査委員としてこれを踏まえた上で意見を出すのか。それともただ県から来たものを公表するだけなのか、その辺りは分かりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、条文上の規定を確認したんですけれども、特段我々から出したものに対して、監査から改めて意見を付すとか、そういうことまで義務づけられているわけではないようで、義務づけられているのは公表しなければならないというところまでのようですので、今のところちょっと分かっているのはそこまでです。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

最後ですけれども、まず今回の問題で一番最初的意思決定だったり、そういったところがあやふやになっているところでいろんな問題が出ていて、先ほど少し比嘉瑞己委員もお話されていましたが、今後、この検証というか、この内部統制のものというのはいつ頃出してどのような形で発表するのかというのを説明をお願いします。

○米須清剛行政管理課長 現在、令和6年度ですね、内部統制の評価を今確

認して取りまとめを行っているところです。知事公室に係るこのワシントン駐在に関する事項についても、知事公室のほうからの自己評価を確認しているところです。また議会のワシントン調査検証委員会の議論を踏まえつつですね、県の財政負担や県行政に対する信頼、信用の観点から慎重に検証を行っているところでございます。

最終的には内部統制推進本部のほうで、知事を筆頭とする推進本部になっておりますが、そちらのほうの基準に照らして、県民等の県行政に対する信頼とか信用を著しく失墜させる事案であったかどうか、この辺も慎重に見極めていきたいと考えているところです。

推進本部で決定しましたら、9月にですね——その前に監査事務局のほうに報告して、そちらからまた意見書をいただくことになっています。この意見書を添えて議会のほうに報告するという流れになってございます。その中で県としての内部統制上の評価を御説明していくという形になります。

以上でございます。

○玉城健一郎委員 今の話ですと、9月に出す予定にはなっているんですか、一応。

○米須清剛行政管理課長 そうです。

今、県の内部の手続を踏まえましてですね、最終的には内部統制推進本部のほうで決定し、その決定内容を監査に報告します。9月までには監査の意見書を添えて9月議会に報告という形で提出するという今、段取りでございます。

以上です。

○玉城健一郎委員 分かりました。

やはり様々な今回の件でいろいろな問題が出てきていますので、その辺りはしっかり反省しながら、次に繋がるようにやっていただきたいですし。またそれがあったからといって、このワシントン事務所が果たしてきた役割の大きさというのは非常に大きいものがあると思いますので、その後ここに代わるようなものを検討していただきたいと思います。

以上です。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 よろしくお願ひします。

まず最初に監査結果報告書に基づく対応のところでは何点か確認したいんですけども、監査結果報告書では、大きく分けて3つの指摘というか、著しく適正を欠く事務処理と強く指摘するところと、不適切な事務処理であると認められるという表現と、適正な事務処理であったと認められない、という3種類の指摘があったと思います。その中で一番重たい指摘というのは、県としてはどの指摘が重たいと考えられますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 監査から指摘を受けた中で、最も厳しい表現で指摘されているのは法人設立に当たって、県が起案文書……。著しく適正を欠く事務処理という指摘だというふうに認識しております。

○西銘啓史郎委員 ということは、3つの中で著しく適正を欠く事務処理が一番厳しい指摘というふうに受け止めているということではよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 はい。

○西銘啓史郎委員 それを受けて、幾つかこう見ていますけれども——例えば、ページの中で、2ページか。ページ6の著しく適正を欠く事務処理についても、明確に意志決定をする必要があったものと考えている。そして、追認の手続を行ったとありますけれども。以前の答弁だったと思うんですけど、追認の手続を行ったことで全てがもう治癒されたというふうに皆さんはいまだに思っているんじゃないでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 本来は平成27年の設立時点で行うべきことがなされていなかったということについては、非常に重く受け止めておりまして、それを昨年12月に追認することで一応、県としての意思決定を正式に文書で行ったということではございますけれども。これでもって今回、様々な指摘を受けてるものが全てが完全に治癒されたということではないだろうというふうに思います。

○西銘啓史郎委員 調査検証委員会の指摘の中で、追認の法的効果についてはどのように指摘されていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 調査検証委員会ではですね、この段階に至って追

認の法的効果を論じる意義はもはや見だし難いという表現がされております。

○西銘啓史郎委員 それはどう受け止めていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 調査検証委員会の指摘については、もちろん重く受け止めておりまして、我々ができる処理としてこれまで行ってきた追認ですとか財産登録ですとか、そういうことを行ってきているということでございます。

○西銘啓史郎委員 それでは申し上げますけれども、過去10年間、9億を使って地方自治法上、地方公務員法上いろんな課題が指摘される中で、皆さんの瑕疵も認めたり、そのあれをいろいろ認める中で、去年12月の追認で全てが僕は治癒されたとは決して思わないんですね。そう思わないでほしい。いろんな課題がまだ解決されていない。そのために百条委員会が開かれて、5つの項目についていろいろ調査をしています。おそらくこの後、中間報告といいますか、まとめた中でも参考人招致ではなくて証人喚問までいくようなレベルまで私は行くと思っているんですけれども。

私はですね、ちょっと見ていて、皆さんに緊張感がないような気がします。例えばずっと玉元課長が答弁されていますけれども、溜公室長、先ほど令和2年11月26日にありました。11月26日の法人登録についての中で、1ページ目は課長にちゃんとあげたと、2枚目3枚目のところ聞き取りの中身は、当時課長に報告していないというふうに玉元当時の班長がおっしゃいましたけれど、これは溜公室長、この聞き取り内容を見たのはいつですか。この2枚目3枚目を見たのはいつですか。

○溜政仁知事公室長 その当時について説明を受けたというのは、大変申し訳ないんですけれども記憶にないところなんです、この資料があるというのを説明を受けたのは昨年10月の議会の前ということになるかと思います。

○西銘啓史郎委員 玉元班長に聞きますけれど、この取扱注意の聞き取りの結果の文書は、昨年10月まで全然、当時溜課長、今公室長には話をしなかったという理解でいいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員のお手元にある多分3枚の資料だと思い

ますけれども、最初の1枚については対面でこの資料をもって御説明、当時の課長に説明をしまして、その後、聞き取りをした後ろの2枚については、直接説明はしておりません。資料を机の上に置いて共有をしたということはございましたけれども、説明はしておりません。

○西銘啓史郎委員 溜公室長に、お伺いします。

運天参事監の聞き取りの中の9ポツ目。それから11ポツ目を読んでどのように思いますか。

○座波一委員長 読み上げたほうがいいんじゃないの。

○西銘啓史郎委員 読み上げますね。

現地職員に関してもFARAで管理者として登録している以上、部下がいなくてはいけないから事務所で雇用をしている。本当は現地職員はあと1人いないといけませんが、来年採用するといった感じで毎年ごまかしている。10ポツ目もそうですけれども、地方自治法と整合性を取ってやるなら事務所は置けないと思う、会計課もなかなかオーケーしてくれなかったとかですね。それから11ポツ目、非常に黒に近いようなグレーな話が多くワシントン駐在は閉めたほうがよいと思っている。続けるなら現地の人に委託するか産業振興公社みたいな民間会社がアメリカに事業所を置くという形にすべきかもしれないと、いうことを当時の所長経験者が話しているんですけれども。

これも事実かどうか分かりませんが、このような事実の確認をしたのかということ。それから溜公室長がこの文章を見てどのように思うかお答えください。

○溜政仁知事公室長 当時、例えばそれを見て確認しているのであれば当然これどうということなのかというのを確認しなければいけないというふうになるのかというふうに思います。内容として非常にちょっとよく分からないというか、話なので、事実関係を確認する必要があったというふうに思っております。

○西銘啓史郎委員 先ほどから僕は、危機管理が足りない、危機感も足りないと思うのはですね、玉元班長も班長時代でヒアリングをして、これをまとめて、どこまで報告すべきか、最初1ページに戻りますけれども、一番下の今後の対応方針のところ、議会と対外的な説明が必要となった場合に備え応答要領を作成するとありますよね、これ作成したんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時の課長に説明したときの資料の中では、対応方針案として、議会に備えた応答要領を作成するという事で予定をして、こういうふうにしたわけですが、結果としてはその後、翌日から11月議会の代表質問が通告があるというタイミングもあり、そこから先の業務が非常に多忙だったという、これも言い訳にしかすぎない部分がありますけれども、結果として応答要領を作成するには至っておりません。

○西銘啓史郎委員 そこが問題だと思うんですけど、要は何が言いたいかというと本来、現地法人、株式を発行したという事実が分かった段階で行政的には何をやらなくてはならないかというのが分かっていたはずですよ。私ね非常に気になるのが、実は参考人招致で安慶田副知事が見えたときに、これは政治的決断だという言い方をしたわけですね、政治的決断。ということは、本来は行政ではできないことを政治的決断でやったということは——これ実は先ほどの調査検証報告書の中にも出ていますけれども、9ページのところでですね。これ調査検証報告書の中で株式会社の設立が必要となることも認識していた可能性が高い。以上を前提にすれば県としては意図的に決裁手続を取らなかった可能性も否定できないということを言っているわけですね。それについては、溜公室長どう思いますか。

○溜政仁知事公室長 否定できないというところについて、そのとおりであろうというふうに思っております。当時の担当課あるいは駐在等がどのような意図でそのような——結局、株式会社ということが手続が取られずに進められたのかというのは、これまで我々がヒアリングをした中では、相互の意思疎通が十分でなかった等が原因であろうと思っております。ですが、そのような指摘というのでも否定できないというところで、大変重く受け止めているところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員 重く受け止めるだけではなくて、先ほど責任論の話も出ましたけれども、私も申し上げたいのは、私個人的には誰か県の職員を私たちは処罰してほしいとかそういうことではなくてですね、やはりいろんな行政としてやるべきところを政治的決断でできなかったという事実がもしあるのであれば、その決断はやっぱり政治家というか、トップが取るべきだと私は思います。

それともう一つは、これちょっと確認ですけれども、権限を認めた営利企業

としての手続をした中で、現地のスタッフは過去初代から現在まで、この間の所長まで名刺はどのように作っていたんですか。

県の職員としての所長という名刺と、例えばDC株の社長という名刺を持っていたのか、これをもし分かれば教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 現地の駐在に確認したところによるとですね、名刺は1つでございまして、それは名刺の名称はワシントンDCオフィス社ではなく沖縄県ワシントン事務所の所長とか副所長の肩書で作っているというふうに聞いております。

○西銘啓史郎委員 ワシントン事務所というのは、要は事務所は1つですよ。株式会社として登録している事務所で家賃もそこで払っているわけですよ。そこでというかコア社に委託をして、その中で2つの顔を持ちながら名刺は株式会社を隠していたということですか。これを作る作らないのは誰の指示ですか。それとも歴代の所長が勝手に決めて名称も作ってよかったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 基本的には現場の活動に合わせて、現場の現地で判断をして名刺を作ったと思いますが、対外的な活動については沖縄県のワシントン事務所としていろんな場面で——通称になるかもしれませんが、沖縄県のワシントン事務所として活動していたということで認識しております。

○西銘啓史郎委員 だとしたらね、ビザの関係になるんですけども、あえて営利企業で登録をしてLビザを取って、株式会社の社長として株式の発行もして活動しているわけですよ。いろんな方に会うときに、県の職員ですという名刺なのか株式会社の社長なのかによっても——僕はこのどちらが重たいか軽いかは別にしましてね、あえて意図的にこの名刺を作らなかったんじゃないかと、作らせなかったんじゃないかという思いもあるわけです。その辺はどうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもがもちろん把握している範囲のことになりますけれども、あえてもう一つの会社の名前の名刺を作らせなかったという事実は全くございません。といいますのは、そういう存在自体も明確には認識していなかったというのは、正直なところだと思いますので、本庁からそういう指示をしたということはないというふうと考えております。

○西銘啓史郎委員 アメリカでもいろんな方に会うときに、名刺というのは重要だと思っていてまして、その名刺の肩書きによっても多分会える人も会えない人もいると思うんですよね。ですから、やはり株式会社DCのプレジデントという肩書き——先ほど銀行口座の解約については、仲里さんはプレジデントでサインしていますよね。ですから、やはり公に手続をしたのであれば、堂々とその名刺を使うべきだと私今でも思っていますし、もう閉鎖されましたからあれですけども。やはり今後いろんな形で駐在員とか、この現地法人ができるかどうかは別としても、この辺の名刺の扱い方について現地に任せっきりでなくて、ある程度本庁としての方針ですか、そういうのをしっかり明記すべきだと僕は思います。これについては以上ですけど、次行きます。

資金の流れの件で、ちょっと確認ですけども。7月31日付で知事から議長に提出された資料の中で、ワシントンDCオフィス社の入出金内容及び委託業務との対応というのがありますけれど、これを作成したのはどちらですか。このA4の横の資料。

○玉元宏一郎基地対策課長 今お手元の資料を作成したのは、基地対策課でございます。

○西銘啓史郎委員 確認です。その1ページの中で、平成27年度マーキュリー社への支払い、これは10万1275ドル。という支払いがありますけれども、皆さんがこれは今年1月に出した提出資料の中で、平成27年度の支援事業の資金の流れの中に、マーキュリー出てこないんですよ、どこにも。なぜマーキュリーに支払っていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員、A4横の先日出した表の資料のほうを見ていただきたいんですけども、平成27年の一番上にマーキュリー社への支払いがございますが、その右側に業務と書いているんですけども、括弧書きです。平成27年度沖縄県米国政策調査業務委託契約ということで、ワシントン駐在の予算とは別の予算として、県の予算は執行されているというようなものになっておりまして、その関係で今もう一つの資料の中には入ってきていないということでございます。

○西銘啓史郎委員 じゃ、平成27年の委託契約4800万ぐらいの委託契約が県からワシントンコア社に支払われたとあるんですけども、このマーキュリーとは平成27年は別途、県が委託契約していたということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど今読み上げた別の事業で契約をしているということでございます。

○西銘啓史郎委員 じゃ、次ですけれども、28年からマーキュリーも入ってきますし、それからシャルマン・ロジャースも入っています。支払いの額を調べてみるとですね、シャルマンのほうには27年から29年までは、27年1256万、1062万、1035万とあるんですけれども、平成30年から333万、最後令和6年は147万まで下がっているんですけれども、その下がった経緯ってどういう理由でしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 申し訳ありません。今すぐちょっとその答えが分析できておりませんので、もう少し確認して改めて御説明させていただけたらと思います。

○西銘啓史郎委員 このようにね、委託業務だから、もう再委託先まで見えなとか、以前、統括監が何か委託業務だからどうのこうのという話をされたのを覚えているんですけれども、それをチェックするのは我々の仕事なんですよ本来。本当に適正に執行されているのか。

もっと言うと、令和3年から活動支援の流れがワシントンコア社とマーキュリーが共同企業体になったじゃないですか。これも一般質問でやりましたけれど、そのときには県から共同企業体に活動支援としては2300万ぐらいが振り込まれています。運営支援についてはワシントンコア社に4000万ぐらいが振り込まれているという資料があるわけですね。その中で、令和4年度の資料を見ると同じ活動支援で沖縄県からワシントンコア社とマーキュリーの共同企業体に3100万が支払われているにも関わらず、このマーキュリーに対してまたワシントンDCから支払いをしていると書いてあるんですよ。これも以前、二重払いではないかという指摘もあったりしたと思うんですけれども、この辺の中身を私たちは本当に口座からどうなっているかということで、全部1件1件見ているわけではないので。

申し上げたいことは、こういう資金の流れも不透明なものが多い、まだ全部解明されていないと思っています。ですから、もともと先ほど言いましたように、この百条委員会を立ち上げた理由が5つあって、全ての資金の流れに関することというのが2項目目にあるわけです。ですから可能な限り黒塗りではなくて、しっかり出してほしいというのはそのためでもあるわけですよ。ですか

ら、もう閉鎖したから全て終わりではなくて、まだまだこれからですよ、いろんな解明するのは。ですので、何度も申し上げますけれども、やはり当時の溜課長がこのことを知らなかったということでは済まされませんよ。去年の10月初めて知りましたということも許されません。まして知事が、どういう話をするか分かりませんが、先ほど我々の議員からもこのいろんなものが解明されないうちにも、事務所を新しく設置したいみたいな発言をしたりですね。私たちは本当にこの百条委員会を軽く見ていないかなという気がします。

私たちが皆さんに求めるものは、正しい情報を虚偽なくしっかり説明をしてもらうこと。

それともう一つ、この調査事項の中の5番目に虚偽公文書作成であったり文書偽造の疑いに関するのとありました。先ほどサインも本人がしていないのに株券にあるということも、これは本人の記憶の間違いなのか分かりませんよ。先ほどのマーキュリー社のサインが変だということで追求したってありましたよね。そういうの見ていても本当に、県として何をしていたんだと。どういうチェックをしたんだと。委託事業だから7000万払って終わり、10年間、はい報告終わりというふうにしか私は見えないんです。

玉元さん、御存じだと思えるんですけど、私は毎年ワシントンの報告もらってましたよね。これは誰まで見ていますかということも、一般質問で当初やりました。当時は、公室長までだとか、副知事見てないとありました。ですから、この辺も一つ一つそうなんですけれど、本来金額も多い少ないではなくて、決裁権限もありますからこれはいいんですけれども、しっかり我々議会が過去ずっとこの予算については、我々少数でしたから可決できなかったんですけれども、そういう思いを持っている我々に対して、今年度の予算でも——先ほど統括監言いましたけれども、義務的経費からそれから政策的経費がどうのこうのって、予見できなかったと言いますけれど、6月の段階でも議会変わっているわけですよ、構成が。これが簡単に通ると思ったとしたら大きな間違いですよ。だから危機感が足りないと、何度も……。議会が変わっているのに、同じように何日間か話しましたが、普通に上げて通るというふうに思っていることは私は信じられないです。与野党関係なく、必要なものは逆に少数与党になればなるほど今の国政もそうですけれども、野党に対して丁寧な扱いをしないと、説明をしないと私はいけないと思っています。私たちは数が多いからって数だけで何かを否定するつもりは全くありません。ですので、もっと緊張感を持ってください。

以上です。

○座波一委員長 仲宗根園子出納事務局副参事より、訂正の発言があります。

○仲宗根園子出納事務局参事 すみません。先ほど大浜委員の御質問に対する私どもの説明の中で、DCオフィス社を県と関係ない株式会社と説明してしまいましたが、そこはですね、委託契約の直接の委託契約先ではないという趣旨でお話しました。DCオフィス社は県が出資する株式会社でございます。お詫びして訂正いたします。

○座波一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 質疑なしと認めます。

以上で、ワシントン駐在問題についてに対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変お疲れさまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

(休憩中に、執行部に対する資料要求の項目及び次回の委員会の日程について協議を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

次回の委員会は、休憩中に御協議いたしましたとおり、今後の委員会の進め方についてを議題とし、日程は、8月18日月曜日午後1時から開催することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、資料要求の提出を求めることについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、ワシントン駐在問題についての調査を行うため、百条委員会の調査権に基づき知事に対して求めることとし、手続等に係る詳細は委員長一任することについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
以上で、予定の議題は終了いたしました。
委員の皆さん、大変お疲れさまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 座 波 一